

第8回日野町議会定例会会議録

令和3年12月13日(第2日)

開会 9時10分

散会 16時48分

1. 出席議員(13名)

1番	野矢 貴之	9番	谷 成隆
2番	山本 秀喜	10番	中西 佳子
3番	高橋 源三郎	11番	齋藤 光弘
4番	加藤 和幸	12番	西澤 正治
6番	後藤 勇樹	13番	池元 法子
7番	奥平 英雄	14番	杉浦 和人
8番	山田 人志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	堀江 和博	副町長	津田 誠司
教育長	安田 寛次	政策参与	東 健二郎
総務政策主監	安田 尚司	厚生主監	池内 潔
産業建設主監	藤澤 隆	教育次長	宇田 達夫
総務課長	澤村 栄治	税務課長	山口 明一
企画振興課長	正木 博之	住民課長	山田 甚吉
子ども支援課長	柴田 和英	長寿福祉課長	吉澤 利夫
商工観光課長	福本 修一	建設計画課長	高井 晴一郎
上下水道課長	持田 和徳	会計管理者	山田 敏之
生涯学習課長	吉澤 増穂	福祉保健課参事	福田 文彦

4. 事務のため出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	山添 昭男	総務課主査	森岡 誠
議会事務局書記	奥野 博志		

## 5. 議事日程

- 日程第 1 報第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 〃 2 議第74号から議第83号まで（財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）ほか9件）および報第11号（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて））について  
〔質 疑〕
- 〃 3 議第74号から議第83号まで（財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）ほか9件）について  
〔委員会付託〕
- 〃 3 一般質問
- |     |        |
|-----|--------|
| 8番  | 山田 人志君 |
| 3番  | 高橋源三郎君 |
| 12番 | 西澤 正治君 |
| 9番  | 谷 成隆君  |

## 会議の概要

－開会 9時10分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 報第11号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** 皆様、おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、申し上げます。日程第1 報第11号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決処分した内容は、令和2年10月27日午前10時頃、滋賀県大津市京町3丁目交差点において、町職員の運転する公用車が交差点を走行中、路上駐車中のトラックを避けるため進路変更したところ、反対車線に停車中であった相手方車両に衝突し、相手方を負傷させたことにより、令和3年11月25日に人身賠償分について示談を成立させ、損害賠償の額を定めたものです。

なお、物損賠償分については、先の令和3年第2回定例会で報第2号として専決の報告をさせていただいております。

**議長（杉浦和人君）** 日程第2 議第74号から議第83号まで（財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）ほか9件）についてを一括議題とし、質疑に入ります。

併せて、報第11号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）も質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

1番、野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** おはようございます。それでは、質疑に入らせていただきます。

議第75号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定についてで、数点お伺いいたします。

いわゆるグリム冒険の森の指定管理ということですが、町の施設ということで、町内いろいろな方に利用してほしいということも、この選定の結果にも書

かれておりますが、ここで3点質問をさせていただきます。

私の個人的に、活用の仕方ということで、子どもにもっと活用してもらえるといいなと思っています。そこで、町当局としては、その辺りはどのような認識で運営を委託されるのか。子どもにもっと活用してほしいという願いがあるかどうかというところを1点。

そして、2点目に、指定管理者候補者の選定において、取決め等々の中に教育という言葉が出てきません。全ページ通じて、多分一言もないかと思うんですが、そのようなことを踏まえて、農林課当局、また、教育委員会のほうがどのように考えているか、また、もし可能であれば、そこの連携はどのようにされているか、連携した事例があるかということをお聞きしたいです。

3番目、実際に子どもには活用されているか。

そのようなことを教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 1番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。産業建設主監。

**産業建設主監（藤澤 隆君）** おはようございます。野矢議員より、議第75号について3点ご質問いただきました。

1点目が、子どもさんの活用について、多くあるほうがいいなというようなお話でございます。

2点目の教育という部分と合わさる部分もございますけれども、まず、現在、子どもさんの利用といいましては、家族で来られる場合、それから、学校や園、幼稚園とか保育園とかのそういった行事で来られる場合、それから、PTA行事で来られる場合というようなパターンがございます。

どのパターンも利用はあるということでございますが、学校関係で来られますと、減免申請を出されて、町のほうで減免の承認をしまして利用を頂いているというところがございます。どちらかといいますと、利用のほうは町外の学校の方が多くはなっているというのが現状でございます。

そういった意味で、実際に使われているかといいますと、町内、町外使われているんですが、どちらかといいますと町外の利用のお子さん方の中で、団体でいいまして、そういった学校教育の関係で来られているというところが多うございます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** おはようございます。グリム冒険の森の子どもたちの利用というふうなことについてご質問いただいたところでございます。

子どもたちの森林に親しんでいろんな自然体験をしていこうというふうな内容の学習については、県全体で「やまのこ」というふうな事業が展開されているところでございます。「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」と3つの事業があるわけ

ですが、この「やまのこ」の事業については、小学校4年生の子どもたちが森林学習をするというふうなことで、全県的に展開をしているというふうなことでございます。

その内容については、5つの小学校それぞれ、多賀町の高取山というふうな自然公園、それから甲賀市のみなくち子どもの森、さらには東近江市の河辺いきものの森、そういったところを利用させてもらって学習しているというところなんですけど、町として、町内にある、いろんな森林がせっかくあるわけですから、そういった施設を何とかを使わせてほしいというふうなことで県の森林政策課のほうに働きかけをしたというふうな経緯もあるんですけども、指導のスタッフの関係とか、いろんなハード面の面でハードルありまして、なかなかそれが実現しなかったというふうなところがあるのが事実でございます。

ただ、町としては、せっかく町にある資源でございますので、町の子どもたちを町で育てていくというふうな視点から、働きかけをまたできたらいいかなというふうに思っているところでございます。

ただ、それぞれの小学校には立派な学校林があります。町内で言いますと、日野小学校、西大路小学校、南比都佐小学校、それぞれ学校林を持っております。先般、南比都佐小学校では「なんびっこの森」というふうな森がリニューアルされまして、大変立派な里山ができたというふうなところでもありますので、そういったところでの森林体験学習もできたらいいかなというふうに思っているところでございます。

町内全体で使っている施設としてグリムを使っている経緯としては、町内の小・中学校の支援学級の子どもたちが毎年1回、なかよしキャンプというふうな形でデイキャンプをさせてもらっています。それは、グリム冒険の森を会場にして、森林体験学習をする、仲間づくりをするというふうな学習を体験させてもらっているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 状況がよく分かりました。実際利用していただいているのが、グリムの方にもお聞きをしたことがあります。私、小学校のPTAの、西大路小学校の3年生の親子フォーラムということで利用させていただきました。木工、工作体験施設の中で工作体験、また、染物、そのような草木染めか、そういうようなことを体験させていただいたんですが、そこで聞かせていただいた中では、先ほど農林課長がおっしゃっていただいたとおり、県外のほうが利用が学校としては多いと。むしろ、日野町内で学校として工作施設を使ったのが今年ゼロであったということで、どないなってるのやということでもないんですけども、日野町が持っている財産で、指定管理までしているという現状を考えると、もっと大いに活用する

べきではないのかなと。

確かに、教育、県とかいろんな方針はあるとは思いますが、あとまた各地にも学林もある。また、里山を整備するというのは全くすばらしい話だと思いますが、それにしても、施設があつて、そこに予算をかけているわけですので、これを活用しない手はないと思うんです。町外の学校が来るんですから、それはその目的を達成できると思って来るわけですから。

そういう意味で、南比都佐の小学生が「町の幸福論」ということで、お話を議員全員を呼んでいただいて、聞かせてもいただきましたが、そこでもやっぱり学林がきれいになったということで、学林の話題が多かったです。大半が学林だったかな、半分ぐらいは。

その中で、木のもの、森のものを使っていろんなものを作れる、そういうようにしたいと。これは、僕はグリムだなと思っていました。思っていましたけども、そのような話題が出るのは、南比都佐の学林がきれいに整備されているからであろうとも思うし、もう1つは、もしかしたら、これグリムでできるやんというなじみがないんじゃないかなという気もしました。

そういう意味で、日野町にはこういう施設があるということを知ってもらおうというよりも活用しないと意味ないので、そういう活用方法を町内の方にもっと、学校にさせていただきたいなと思いたいますが、できるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 町のせつかくの財産ですので、町内の子どもたちに活用というふうなことで、ご意見を頂きました。

私は、地元の子は地元で育てるというふうなところが大変大事なことやなというふうなことを思いますので、日野の町にはすばらしい施設があるというふうなことを、子どもたちにまだまだ押しえ切れていないというふうなところもあるかというふうなことを思いますので、先ほども申したところなんですけども、いろんな面で使えるといいかなというふうには思っています。

とりわけ「やまのこ」の事業については、小学校4年生というふうなことで、全部の4年生が行くこともありますので、そういったところで、グリムの施設が使えるように働きかけもしていきたいなというふうなことを私は思っています。

それから、いろんな親子フォーラムとか親子の行事とかで使用がなかったというふうなことだったんですけども、昨年はいろんな校外学習の関係で、コロナのこともありまして自粛というふうなこともありましたので、そういったこともあったのではないかなというふうには理解しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1 番（野矢貴之君）** それでは、再々質問、最後の質問をさせていただきます。

この施設が、学校等々の行事の場合、減免ということも、協定ですか、運用としては行いながら今までしていたと。今後、指定管理者が変わってどのようになるかは分かりませんが、ここで、この減免ということなんですけども、現状は、グリム冒険の森は補助費ももらいながら運営をして、売上げを立てるということも必要なものとしてやっているとは私は認識しているんですけど、そこで、この減免の方法というのが、グリム冒険の森として減免することは差し支えないみたいな感じの運用のはずで、つまり、グリム冒険の森が利益をちょっと削って、対象するところを安くすることは可能ですよという書き方と、実際その運用だと思えます。

つまり、例えば学校が利用する、PTAが利用する、実際、PTAとかって全然お金ないんですけども、そこが使うにあたって、グリムの優しさで安くしてもらえないんです。グリムは利益が下がると。そういうようなことでいろいろと話し合っていく中で、もうちょっと使いやすくするためには、学校関係とかPTAとか子ども会に利用補助みたいな形のほうが、運営側として使いやすいし、気持ちよく受けられるんじゃないのかなと、運用の仕方として思います。

もしこれ、今僕の言っていることが間違っていたら指摘いただきたいんですけども、もしそうであれば、今後の指定管理の運用にあたっては、そのようなことをちょっと勘案していただいて、そうすれば各地のPTAや子ども会もグリム冒険の森を使おうかいなというようなことがもっと盛んになるんじゃないのかな、学校でもそういう話題がよく出るんじゃないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 産業建設主監。

**産業建設主監（藤澤 隆君）** 減免に関して、もう少し活用しやすい方法という意味でご提案いただいたところでございます。

今現在については、グリムさんの判断というよりも、町と協議の中で減免を町から承認をさせていただいているという方法でさせていただいております。これにつきましては、逆の考えで、町の施設でございますので、町内のそういった減免対象団体については、やはり有効に使ってもらいたいという意味で、そういった制度をつくらせていただいているというところでございます。

それを形を変えて補助という形にするという、それも1つの方法かと思いますが、一定、指定管理という関係でいきますと、そういった減免も含めての利用を勘案した中での収益で指定管理料をお支払いしているという考えで計算をさせていただいているということで、一定ご理解を頂けたらと思うところでございます。

ご提案については、また庁内で検討なりもさせていただけたらと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はございませんか。2番、山本秀喜君。

**2 番（山本秀喜君）** おはようございます。私のほうから、議第75号、日野町森林空

間活用施設の指定管理者の指定について2件、議第80号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第7号）について5件、それと、先ほど報告がございました報第11号について1件の質問をしていきます。

まず、1点目は、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定についての質問です。

今回、私は一般質問においても同様の質問を取り上げていますので、ここでの質疑は、従来の日野町森林空間活用施設指定管理者仕様書と、今回出された指定管理者候補者募集要項、それと、改訂された日野町森林空間活用施設指定管理者仕様書を見させてもらって、大きく異なる点を確認しておきたいと思っています。一般質問で重複する内容は一般質問のほうでお聞きしていきますので、その点、よろしくお願ひします。

今回、指定管理者変更によるポイントとなる、私なりの考えなんですが、過去の収支状況はどうであったのか。指定管理を行う施設に変更があるのかどうか。指定管理料が大幅にアップされているが、どうしてか。指定管理期間が従来と異なるが、どうしてかと。これらの4点ではないかと思っています。うち後者の2点は一般質問の中で入れておりますので、前者の2点のみ質問とさせていただきたいと思っています。

まず、1つ目は、今回示された募集要項、選定の結果の報告のところに募集要項が入っています。その中で過去の収支状況が記載されていますので、その中を見ていますと、令和2年度はコロナの影響もあってマイナス10万円の赤字に陥ったと記載されています。それ以前については黒字であったということが書かれています。

この収支状況は、町が管理運営している、指定管理依頼をしている指定管理の部分だけの収支なんでしょうか。この指定管理の部分とは、仕様書に記載されている施設の概要という項目があるんですが、そこに基づく部分であって、独自で運営されているフリーオートサイトとかは除くものと私自身理解していますが、それでよいのか確認をさせていただきたいと思います。

その上において、先ほど言いました、令和2年度以前は健全な黒字運営であったという認識でよいのか、1つ目、確認させていただきたいと思います。

2つ目は、今回、仕様書が改定されている中で、指定管理を行う施設が変更になっていることが分かりました。オートキャンプ場の施設が41、前回の仕様書には書かれています。今回は20に変更されています。その理由は何なのか教えて下さい。

これが今の指定管理についての2点の質問です。

続いて、一般会計補正予算（第7号）について、5件の質問をしていきます。

まず、最初は、今回の補正ではコロナ感染症の長期化による町独自の支援は見られていません。コロナ禍の影響から米余りが拡大して、米価下落につながって、今、



農家の皆さんの悲鳴が聞こえています。これは前回の臨時議会でもお話しさせていただきました。緊急的に農家の方々にも支援が必要だと思うし、生活が困窮している学生さんへの支援もできればよいなと思っています。

国からの支援があるなら教えてほしいし、どうしたらそういう支援ができていくのか、やれる方法があるのかないのか、ほかの市町の取組はどうなのか、そういった議論を進めることが大事だと思っています。

11月臨時議会では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を実施していくから、それでいいやという考えなのか。そうではないと思うんですけど、新たに町独自の支援を打つ考えはないのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

2つ目は、予算書の16ページ、17ページ、総務費の中の企画事務事業の件です。

今回、国土交通省からの受託事業とはいえ、1,500万円の巨額な投資をして、ビッグデータ活用による旅客流動分析の実証実験事業として取り組まれていくわけなんですけど、国民、住民の皆さんの税金を使ってやる事業ですから、きっちりと成果を出していただかなければならないと思っています。

委託料として大きなお金が計上されているわけですから、具体的にいつからいつまで、どこの事業者に、どのような形で進められようとしているのか、また、結果はどのような形で報告をもらうようになっているのか、教えていただきたいと思います。

そして、今進められております、わたむき自動車プロジェクトとの関わり合い方も併せて教えて下さい。

続いて、3つ目、予算書の18ページから23ページに記載されている民生費全般に関して質問をしたいと思います。

別途頂いている計数資料から見ると、今回、トータルで7,100万円の増額、そのうち町の一般財源から2,800万円投入していくことになっています。障害者総合支援事業で3,700万円、私立保育園運営事業で1,000万円が大きな事業ですが、これらはこれからも恒常的に必要な経費として算出していかなければならないというふうに思っています。

先ほど言いました計数資料から見ると、補正後の予算総額が民生費35億円に膨れ上がることが記載されています。令和2年度の決算が31億7,000万円ですから、もう既に10パーセント上昇したことになっています。必要な経費ですから、もうやむを得ないと思うんですが、より一層、財政の硬直化が進んでしまったと捉えており、この民生費の財源をどう引き出してくるのか、より財政運営をきっちりとしていかなければならないと思っています。

こうした点、町の財政運営をどうしていくのか、どう捉まえているのか、お聞かせ願いたいと思います。

続いて、4点目。予算書の26、27ページ、土木費の社会資本整備総合交付金事業で、今回、必佐小学校の通学時の安全確保で、町道小御門十禅師線の歩道新設工事に係る設計について1,000万円計上されています。

確かに、現場を見てみますと、歩道がなく危険を伴う場所ですので改善が必要と考えられますが、この設計費をかける歩道設置の区間はどこの区間を想定されているのでしょうか。委託料として書かれていますので、委託先はどこか決まっているのか、まず、お尋ねをしたいと思います。

続いて、5点目です。5点目は人件費に関してです。今回たくさん各部署で人件費の補正が挙げられており、合計では1,694万円の減額ということが書かれています。予算書の34ページから37ページを見てみますと、その詳細が分かります。会計年度任用職員以外、一般職の総括のところを見てみますと、人員が3名増になっているものの減額となっているのは、こういった現象が発生しているのか。また、会計年度任用職員においても26名の方が増えていると書かれています。1,400万円の減額、下がっていると書かれています。これらの状況はどういう現象でこのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

補正予算については、以上の5点です。

先ほど報告いただきました、報第11号の専決処分の報告について。交通事故に関わる損害賠償の件なんです。これ確か令和3年の第2回定例会の折にも同様の質問をさせていただいたと思うんですが、痛ましい交通事故はあってはならないと思っています。このときも言いましたけども、再発防止策の確認、以前にもお話しさせてもらいましたが、運転手自らの自覚の持ちようが大事やと。

そのために、日野町の看板を背負っているんやとということで、公用車の日野町の文字をもっと大きくしたらどうやねんというお話もさせていただきましたが、それらも含めて、町として再度、再発防止策はどのような形をされているのか、お聞かせ願いたいと思います。以下、小さな事故も含めて交通事故の発生はないのか、それらについて教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 2番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。産業建設主監。

**産業建設主監（藤澤 隆君）** 山本議員より、議第75号につきまして2点ご質問いただきました。

まず、参考資料でお示しさせていただいております指定管理の実施状況ということでございます。29年から令和2年までの収支をつけさせていただいている、その関係でご質問いただいたところでございます。

まず、この収支につきましては、独自でされておられるフリーサイトとAC電源サイト、この部分については除かれての収支となっております。見

ていただいたように、収支としては黒字化されて、昨年を除いて黒字化されて、健全というふうに判断をしているところでございます。

2点目の、仕様書につけさせていただいた地図でオートキャンプサイト、その区画が前回と減っているじゃないかというところでございます。実際、今回つけさせていただいた地図の範囲が、町が地主さんからお借りして整備をさせていただいた区域でございまして、これが当初の整備区域でございます。前回まで、区画が増えている部分につきましては、これまで15年までの経過の中で、有効に土地が使えないかということで区画が使えるように整備をされて、利用というかキャンプとして活用していたという部分があったんですけれども、今回はその部分は区画として販売ではなくて、そこは除いて別の形で使っていただくということで、今回は除外をさせていただいたというところでございます。

町が直接地主さんとその土地について契約をさせていただいているわけではなくて、グリムさんとその土地について契約をされていた土地であったというところでございます。今回はそこを除いて、テントサイトではなくて別の形で利用できないかということで、今回は指定管理の募集をさせていただいたという資料になっているというものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（安田尚司君）** おはようございます。今ご質問いただきました中のコロナ関係の予算の関係でございます。

おっしゃるとおり、農業につきましても非常に厳しい金額で買取りというようなことになりましたし、また、おおせのとおり、学生さんにつきましても非常に厳しい生活をされている方もおられるということでございます。

そうした中で今、国で議論されているのは、ご存じのとおり貧困の関係と、それから子どもさんの関係というふうになっています。今、国のほうである程度財源保障をして、市町で何とか対応してくれと町に来ていますが、今言いました子どもと貧困の関係でございますけれども、それ以外については今現在にはないというのが実際の話です。

ただ、今後、補正等を含めてそうした形が出てくるのかどうかというのはちょっと注視をさせていただいているわけでございますが、学生さんにつきましては1度させていただきましたが、なかなか設計が難しいのか、利用いただけなかった現状があったのはご存じかなと思います。その設計も含めて、またもしそういうことであれば考えていかなんなどというふうに思っています。

あと、農業につきましては、できれば国全体としてしっかりと対応していただくべきではないかなというふうに考えております。

あと、近隣の市町、いろいろ情報が出ていますが、今、後ればせながら地域振興

のような対応をされているところもございますけれども、目立って今のところ、国の対応以外に目立った動きがないというのが実際の話でございます。実際に今、子どもの関係の支給の仕方というのが非常に議論されておりますけれども、それにつきましても、町としましては国の考え方と合わせながら、やはり財源保障の問題もございまして、やっていかんなんなというふうに考えています。

財源、新たに町独自でと、水道云々のお話もさせていただきました、減免のほうもさせてもらいましたけれども、新たに財源といいますと、先ほども委員おっしゃったように、非常に、民生費も含めまして多くの財源が必要になってきている中で、独自の財源というのは非常に厳しいのが実際の話でございます。国の動向を注視しながら、できるだけ財源の確保に努めて、工夫した形で検討してまいりたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（正木博之君）** ご質問いただきました、ビッグデータ活用によります旅客流動分析実証実験事業の補正予算についてご質問を頂戴しました。

こちらのほうにつきましては、国土交通省の、先ほど申しました、ビッグデータを活用して地域課題の解決とか、従来の交通調査では得られなかった知見の取得を目指すということで、10月15日から11月19日までの間に全国で52件の応募があった事業でございます。この中で全国で9件の採択を受けて、その中に、今回、日野町のご提案させていただきましたビッグデータ活用の実証実験のことをご承認いただいたということで、今回、補正に上げさせていただいております。

もう既にご存じいただいておりますように、わたむき自動車プロジェクト、大変根本的なところから、まずは住民の移動需要を掘り起こすところからということで、このわたむき自動車プロジェクトを取り組んでいるわけでございますが、この実証実験の中では、まずマイカー通勤の移動ルート、それから移動量、どういう方が、どこからどこまで、どういう通勤をされているのかということと、それを時系列に変化を見ながら分析をしたいなと思っております。

これには課題がありますように、工業団地周辺の307号線の通勤渋滞が毎朝毎夕、大変ございますので、そこら辺のまずは人流をきちっと把握する中で、どういうところからどういう通勤があつて、どういうところに今度アセスメントしていくと解決するのかというのの分析をするということが1点目でございます。

それから、もう1つは、通勤をされている方の意識でございます。我々もやっぱりモビリティの中で車というのは大変便利で、家からドア・ツー・ドアで乗れますので、それを公共交通にシフトするというのは、お一人おひとりの従業員様のお気持ちを変えていくということになります。これだけ国のほうがゼロカーボンということで、マイカー通勤よりも公共交通でということをやっている、一人ひとり

の意識を変えていくということで行くと、そこのお一人おひとりの意識をきちっと聞き取っていく必要があるのかなと思います。

もちろん、ヒアリングという方法もありますが、今回、A g o o p様と日野町が包括連携をしております中で、アプリをダウンロード、社員の方にさせていただく中で、そのアプリの中でそういう聞き取り、それから、そこに位置情報を取るということの中で人流のほうも把握していきたいというような実証実験をする予定でございます。

これにつきましては、当然、ただ単に入れて下さいだけでは、なかなか皆さんそんなことできませんので、インセンティブをちゃんと付与した中での実証実験をしていくということでございます。アプリをダウンロードいただきますと、アマゾンのギフト券が付与されるというような仕組みを今、設計しております。

それで、いつからということなのですが、先日、国土交通省のほうから12月6日にその決定ということでプレスリリースがございましたので、それまでから、町内の大規模な事業者様であったりとか、小学校の通学バスにつきましてもその実証実験の中でする予定をしておりますので、現場のそこと調整はしてきた中で、具体的には年明けぐらいからアプリの付与のご案内であるとか、そういうところをする中で、2月に実証実験を1月間させていただく中で、先ほど取りました位置の情報、どういうルートでどういう移動量がある中で渋滞が起こっている中で、どれぐらいの方が公共交通にシフトしてくれはると、人流がどうなって国道がどういうふうに変ってくるのかということが分かれば一番良いのかなと。

そのことをアピールしながら、わたむき自動車、今回は実証実験ですので、来年度以降の本格的な通勤の公共交通化に向けてきちっとデータを見せる中で、企業様にも従業員様にも町民の皆様にもご理解を頂く中で、きちっと、これまでの勘と経験値ではなくて、ちゃんとデータに基づいたものをお示しする中で実証実験をしていくというのが今回の事業でございます。

あと、費用的な部分をお聞きいただいていたと思うんですが、1,500万という大変大きな額でございますが、当然、人口のデータの加工といいますか利用料というところとか、それからアンケートの利用料、従業員様のヒアリングをするところら辺のところ、位置情報のデータと関連データの取得、そこら辺で約600万、それから、何らかのインセンティブの付与の部分で350万ぐらい、あとは、実証実験でバスに乗っていただくということになりますので、その期間はこちらの実証実験の費用のほうでバスを運行しますので、近江鉄道様にバスをチャーターする分が約400万で、消費税を込めておおむね1,500万の、今一応、計画をしているようなところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（澤村栄治君）** ただいま山本議員さんのほうから、議第80号、補正予算（第7号）につきましての質問を2点、総務課のほうに頂いております。

3番目にいただきました、民生費の増が今後の財政運営に影響する部分、町の今後の財政運営状況をどのように考えているのかというご質問につきましては、確かに、私も今回の12月の補正予算の中で、民生費の部分についてはかなり、7,000万の増ということになります。特に扶助費ということで経常的な経費になる部分もございますので、今後の財政運営については厳しいものになってくるのかなと、このように考えております。

特に、令和2年度の決算におきましても、経常収支比率については90パーセントを超えるということで、かなり財政が硬直化している中において、特に硬直化の要因という部分については、やはり人件費や扶助費、こういった経常的な経費の支出、あと、経常的な収入である税収の確保が難しい状況になっていると、こういうことから財政が硬直化しているという部分については大変危惧をしているところでございます。

そうした中で、令和4年度の当初予算編成を現在、事務者のほうで行っている状況でございますが、要求額にしては一般財源ベースで10億円ほどオーバーしております。この10億円をどうするかということで、今だんだんと査定では落としてきておりますが、もうちょっと限界に、もうほぼ限界の状況に来ておまして、仮にこれで不足の財源を財政調整基金等、例えば4億円で来年度補ったとしても、それが経常経費の部分で4億円を補うということになると、次の年度も4億円を補わなアカンということで、財政調整基金が三、四年の間の場合によっては底をつく恐れもあるなというぐらい、事務者とはしゃべっている状況でございます。

そうした中で、町としても健全財政運営していく中で、やはり最小の経費の中で最大の効果を発揮できるよう、予算の中においても十分反映できるように努めたいと思っておりますが、非常に厳しい状況というようには、総務課としては認識しているところでございます。

次に、5点目に頂きました、人件費の関係で、給与費明細書の部分でのご質問でございます。

まず、36ページのところの明細書の給与費明細書の中で職員が3名増になっておりますが、給料の額は830万2,000円と減になっているということで、この理由はどうかというところでございますが、まず、ここに書いています補正後というのは現在の第7号の補正後の状況ですが、補正前というのは当初予算の段階での状況になっております。

今回の補正後については、当初予算の段階から以降、採用、退職、そして、一般会計から特別会計等へ異動した者等を反映したもののうちで3名増という形になっ

ているんですけども、当初予算の予算編成の段階では、定年退職者や2年度中に退職した人はもう新規の新採職員の給与に置き換えて予算計上しているんですけども、ただ、希望により退職した者については、その退職される方の現行の給料をそのまま予算計上としてはしております。

その給料を今回の補正で新規採用職員の給与に置き換えたという部分で給料が減額になっているというのが1つの要因でありますし、併せて、今年度中に2名の方が途中退職をされました。当初予算ではその方は1年間分の給料を計上しているんですけども、途中退職された月までの給料ということになりますので、その辺で減額したと、このことが大きな要因となっております。

また、次の37ページの会計年度任用職員についても同じような質問を頂いているわけなんですけども、会計年度任用職員については、フルタイムの会計年度の職員とパートタイムの会計年度の職員がおられますけども、もともとフルタイムで見ていたという部分がありましたが、なかなか幼稚園教諭とか保育士の職についてはフルタイムで確保することが難しくなったので、できる範囲での、極端な例で言えば1時間だけ2時間だけの勤務の方に来ていただいて、それで1日の対応をしているということで、短い時間の勤務の方が増えた部分と、そういった部分を精算することによって減額になったということでございます。

次に、今回の報告の専決処分の交通安全の部分でございますけども、当然、町としては交通事故がないように、公用車を運転するというので、自らがその自覚を持って交通安全に取り組むということで、町としては以前からも答弁いたしていますように、まず、日野町の中に交通安全管理者ということで、総務課長が交通安全管理者になって、教育委員会部局、そして総務課部局において副管理者、副安全運転管理者を設置しております。

そうした中で春とか秋、また、年末の交通安全運動期間については、職員に対して交通安全の周知、また、管理職等については町内の主要交差点で街頭啓発を行う。また、毎月1日と15日には役場の入り口のところ、駐車場の入り口のところ2か所に職員が立って交通安全の啓発をするということ、併せて主監課長会等では、今回もちよっと交通事故が若干見受けられたという部分もございますので、課長会の中で職員に周知徹底をお願いするという説明をさせていただいております。

そうした中で、そういう啓発も大事ですけども、職員自らが意識を持つことが非常に大事でありまして、そういった意味で具体的な取組としては、東近江地区安全運転管理者協会に加入し、無事故・無違反100日運動という形に参加することで、令和2年ですと9月から12月まで職員30名が参加しまして、違反がなかったということで、全ての職員ではございませんけども、そういった取組を毎年することによって、個々の職員についても啓発を行っているところでございます。

公用車の事故の状況はどうかということも聞いていただいたかなと思うんですけども、まず、令和元年度、公用車の事故については14件ございました。令和2年度は7件、令和3年度は現在5件ということになっております。

3年度の事故を申し上げますと、役場の車庫に入れるときに車庫に接触したということ、また、2件は上にスピーカーがついているのが、1つは高架に当たったというのと、あと、一般の家庭のカーポートに当たったというのがありますし、あと、工事現場で鉄杭がぱっと出ていて見えなくてかすったとか、そういった事故が内容となっております。

日頃から交通安全に注視しながら、今後も引き続き職員に啓発を図りながら、交通安全に取り組んでいきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 補正予算の中で、土木費の道路新設改良費で委託料1,000万ということでご質問いただきました。

まず、整備の区間でございますが、全体の計画としましては国道477号から町道大窪内池線までの約800メートルの整備を計画しております。今回補正をさせていただきます歩道区間でございますが、このうち出雲川からいわゆる必佐小学校側、南側の小学校に面する部分、約300メートルの詳細設計を先行して発注したいというふうに考えています。

この部分につきましては、議員もおっしゃられましたように非常に危険な区間でございますので、少しでも早期に工事に着手したいということで、先行して詳細設計のほうを計画しているところでございます。

それから、業者は決定しているかということでございますが、これにつきましては、この議会終了後に入札により決定するという運びとなっております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 今回の質疑でたくさんさせていただいていますので、詳細は各委員会でも確認するとして、要点として2点だけ、この場で再質問をさせていただきたいと思っております。

補正予算の2つ目に質問させていただきました企画事務事業の件です。

先ほど回答いただきました、これから12月6日に決定されて、年明けにアプリをダウンロードするとか、2月に実証実験するとかいう形をお話いただきました。

結果まで、要は今年度中、要は3月末に終わる予定で計画を進められているものなのか、そうでなければならぬなと思っているんですけど、その点を確認させていただきたいと思っております。それが1点。

もう1点は、土木費の一番最後に返答いただきました社会資本整備総合交付金事業の件で確認をさせていただきたいと思っております。



高井課長のほうから全体計画もあるよというお話で、これは国道477から内池までと。確か9月議会の地方創生特別委員会のときに、私、委員長しているものですから、そのときに必佐地区の区長会とか近隣、各区長様、PTA会長様の連名で、町道小御門十禅師線の通学路の安全対策について要望書が上がってきて、私、皆さんに報告させていただいたことを思い出しました。

今回、地域からの要望も踏まえた上でと記載されていますので、この要望とは、今、高井課長がおっしゃった総延長800メートルのものだというふうに理解をしました。併せて、12月1日の議長の諸報告の中にも、国土交通省に行ってこの話を、町道小御門十禅師線の歩道整備の要望の話をされていたことを思い出しました。

そういったことから、歩道のみならず車道やとか側溝などを含めた全体計画があって、全体の事業費も示されているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。800メートルやりますよ、歩道も800メートルの歩道、幅員はどうなのか。そういう、今大事なことは、車道、歩道、その幅を、今、歩道やったら2メートル、道路を造るにはそういうことをされていますので、そういうことが詳細決められているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

その2点を質問させて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（正木博之君）** 再質問を頂戴しました。

結果は今年度中かと、もちろんでございます。2月に実証実験をしたのとヒアリングをした結果を、今年度中にきちっとまとめさせていただいて、それをどう分析して日野町のわたむき自動車プロジェクトの中で生かしていくかは次年度以降の話になりますが、結果は今年度中にまとめる予定でございます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 小御門十禅師線について再質問いただきました。

議員おっしゃられましたように、ここの計画に先立ちまして、5月と6月と9月にそれぞれ地元のほうから要望を頂いています。

まず、5月には必佐小学校のPTAの会長さんから、それから6月については内池西区の区長さんから、それから9月については内池西区の区長さん、小御門の区長さん、それから必佐小学校のPTAの会長さんということで、連名で頂いているところでございます。

この全体計画の中でのいわゆる仕様のほうなんですけれども、これにつきましては、今後、詳細設計なりを進めていく上で決定をしていくんですが、現段階では、歩道が2メートル、車道が6メートルということで計画をしているところでございます。なお、既に6メートルに整備がされている道路、それから今後される道路の部分については歩道のみ改良という形になるかと思えます。詳細については、今

後しっかり決めていきたいなというふうに思います。

それから、総額でございますが、橋梁が1橋ございますので、おおむね、今現在、約5億円ぐらいの事業費かなということで概算のほうを出しております。が、これにつきましては、今後進めていく上で変わってくると思いますので、現在のところ約5億円かなというところで進めているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 再々質問は1点のみといたします。

今、高井課長のほうからお聞きしました内容から、非常に大きな事業費を投入するものになるんだなというふうに思わせていただきました。

児童の安全対策はもちろん必要だと思っています。今、幅員、車道のほうが6メートル、歩道が2メートル、立派な道路ができると。できる設計をこれからしていくということになります。現実には、現場を見てみますと、かなり狭いところもございますので、学校敷地に食い込んだりとか、あそこの側溝をグレーチング入れて、車道にせなあかんとか歩道にせなあかんとか、何か非常に大きな工事になるのかなということ、今、思った次第です。今も言いましたように、今でも狭い必佐小学校の敷地を狭められるのはどうかなというのもちよっと思った次第です。

逆に、車道を大きくすることによって車の台数が増えて、通学路の安全対策というよりも、どちらかといえば幹線道路的な整備になってしまわないかなという思いもしました。そもそも御門橋から国道477までは、現在、通学路にはなっていないという話も聞かせていただきましたし、内池西の住宅区域も狭い、非常にあそこは狭いなというのも見せていただきました。

教育環境と児童の安全対策を総合的に考えて、地域や学校関係者と行政がもっともっと議論する必要があると思った次第なんです、課長の見解を伺いたと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 整備におきましては、当然、建設課だけで進めるというわけではなくて、関係する教育委員会、それから地元の地域というところで協議をしていきたいというのは思っておるところでございます。

ただ、基本的に、社会資本整備の防災・安全のうち、通学路の安全確保というパッケージでもありますので、歩道については477から大窪内池線までの800メートルというのが基本的に整備の条件となってきますので、その辺については整備区間は変えられないかなというふうに思っています。

それから、道路の幅員等につきましても、通学路の安全確保ということが一番の目標ですので、基本的に、今、6メートルとは申しておりますが、その辺、変更があるやもしれません。ただ、その辺については国とも県とも協議をしながら、目標

の6メートルプラス2メートルの道路の整備ということで進めてまいりたいというふうに思います。当然、関係機関との協議も併せて進めてまいります。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。3番、高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** それでは、私から何点か質問させていただきます。

まず、議第74号から1点と議第80号から3点、質問をさせていただきます。

まず、議第74号でございますけども、財産取得の中で町道西大路鎌掛線、この用地取得のことについて質問をさせていただきます。

現場につきましては、決算特別委員会の最終日に建設課長の説明で見せていただいているわけでございますけども、今度この18筆を取得されるにあたりまして、田んぼが9筆と、あと残り山林と原野とあるんですけども、この田んぼというのは現況は農地なのか、それとももう山林に戻っているのか、その辺お尋ねしたいですのと、もし田んぼ、農地であれば、農業委員会との絡みが出てくるのかどうか。そして、もし山林になっているのであれば、山林に地目変更しないと個人の場合は売買できないんですけども、公共事業の場合はそういった手続が一切要らないのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

そして、もう1つ、取得金額がここに上がっているわけですけども、取得金額の中で、私ちょっと計算したら、全部同じ価格かなと思っていたら、平米単価がばらばらになっているんです。2,200円ぐらいから2,460円ぐらいまでとばらばらになっている。しかも、田んぼのほうが安い場合もあって、山林が2,460円で田んぼが2,200円とか逆転しているんですが、この辺は何かいきさつ、特別な事情があるのか、その辺をお尋ねします。以上の2点です。

次に、議第80号から質問をさせていただきます。

最初に10ページです。10ページの歳入のところ、町税のところなんですが、法人町民税が5,000万円また増額補正されています。この5,000万円は、やはりコロナの関係で初め低く見積もっていたのが実際には多くなったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それと、その次に13ページなんですけども、国庫支出金のところ保健衛生、衛生費補助金で、ここにちょっと難しい言葉が書いてある。13ページ上から2行目、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金となっていて、教えてほしいのは、情報標準化整備事業というのがどういうものなのか、もう少し具体的に教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に最後、19ページなんですけども、民生費の社会福祉総務費のところ、社会福祉協議会運営事業で668万3,000円。これ運営管理費の補助金と書いていますけども、具体的な内容を教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画

課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 西大路鎌掛線の用地の関係で質問を頂きました。

まず、用地の買収にあたってのいわゆる地目の関係でございます。原野もあり田んぼもあり山林もありということで、どういう形でその金額を出したのかということでございますが、基本的には現地のほうを確認して、現地を見て、そこで査定をしております。なので、基本的に、現状が原野であっても地目は田んぼという土地もございますので、地目は田んぼであっても山林よりも金額が低いというところも幾つか見受けられるんですが、これはあくまでも現地を確認していただいて査定をしていただいた額ということで、鑑定額をもって購入をしているという形で進めているところでございます。したがって、山林より田んぼのほうの方が金額が安いという地権者の方もおられますが、その辺については、その辺の説明をした中でご理解を頂いてきたところでございます。

それから、基本的に収用になりますので、農転等の手続は必要ないということで進めています。

**議長（杉浦和人君）** 税務課長。

**税務課長（山口明一君）** ただいま、高橋議員さんのほうから、法人住民税の増額補正についてご質問を頂きました。

確かに、議員おっしゃっていただきますように、当初はコロナの関係であるとか、もう1点は、今年度、令和3年度から税率が新税率へ移行に完全になったと。昨年度は約半分というお話をさせていただいたんですが、令和3年の場合は税率引下げが完全に移行になったという部分で、かなりその部分も考慮した当初予算であったというようなところでございますけれども、実際、今現在の申告の状況なり法人さんの動向を見ていますと、コロナの影響というのはあまり大きくはないというようには考えておるんですが、ただ、この予算編成をした段階、10月辺りの段階ではなかなかその辺りが十分、何というんですか、情報がまだ不足している状況の中でございましたので、税務課としましては、かなり安全面を見た、今回、補正額というような形で5,000万を追加計上させていただいたというようなところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課参事。

**福祉保健課参事（福田文彦君）** 高橋議員の方から、一般会計補正予算13ページの健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金の具体的なことはということでお伺いいただきました。

このことにつきましては、保健事業、いろいろ、乳幼児健診ですとか、あと検診のほう、あといわゆるがん検診の部分とか歯科検診、それぞれ市町村ばらばらの仕組みで取り組んでいるというものを、国で同じような標準仕様にするというようなことでの補助金でございまして、現時点では、乳幼児健診に係る母子の関係とか、

あと健診の部分についてはもう標準化されているんですけども、今回の部分につきましては、がん検診の部分と歯科検診の部分に関わる標準仕様ということでの標準様式の変更ということでの補助制度でございます。

**議長（杉浦和人君）** 厚生主監。

**厚生主監（池内 潔君）** 社会福祉協議会の運営事業についての増額の補正についてでございます。こちらにつきましては令和3年4月1日付で社会福祉協議会のほうからと役場のほうからの人事交流がございまして、人事交流分として町の行政職員の主任級の職員を社会福祉協議会の運営補助金に充てたものでございます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はございませんか。4番、加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 私のほうからは大きく2点、議第78号と議第80号の補正予算の一部に関わってです。

まず、1つ。78号の日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてということですが、この改正については、産科医療補償制度の掛金がお産1件について現行の1万6,000円から4,000円引き下げられて1万2,000円にされたことによって、出産育児一時金の支給額を現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げて、支給総額42万円の現状維持を図るといふ、そういう説明をお聞きしました。これだけではもうひとつ分かりにくいんですが、妊婦さんとか皆さん、よくお分かりなのか、そこら辺が気になりますので、質問をさせていただきます。

産科医療補償制度というのは、私もよく知らなかったんですけど、分娩時の産科医療で起こった事故などに対して、母子の経済的負担を補償する制度ということで、掛金は医療機関が出す、病院のほうに掛けるものやという、そういうふうなメモを見たんですけど、そういう解釈でよろしいのかどうか。

医療機関の負担の減額分というのは補償額の減額につながるものなのか、それとも国保会計から負担をして補償額を維持するのか。支給総額42万円というのは、実質的な中身はどういうふうなものなのか。その辺をお教えいただきたい。

それから、掛金が引き下げられたというのはなぜなのか。今、何でも物が上がっている時代なのに掛金が下がったというのは、これ、コロナの関係なのか何かよく分かりませんが、その理由は何か。

それから、医療機関の負担が減って妊婦さんが手にする額が増えるんやったら、それは結構なことですけど、万一のときの補償額が減るとすれば、それは手放しでは喜べない。そうやと思うんですけど、その辺りはどうなのか。その辺についてお教えいただきたいというふうに思います。

それから、80号、補正予算（第7号）の関係ですけど、先ほど山本議員も質問されましたし、事前に企画振興課に話をお伺いしましたところ、この計画については、詳細は最終日の全員協議会でいろんな資料なんかを出して説明をさせよう

ということでしたので、ある程度はそれに待たなければならないのかなというふうに思うんですけど、そのためにも事前にいろいろ教えていただくことをお願いしたいと思います。

事項別明細予算書の17ページのところで、これは企画事務事業委託料という形で1,500万円が書かれているんですけど、これまで当初予算の頃から名称やとか項目がいろいろこう変わっているんで、ちょっとその辺ややこしいので、はじめに確認をさせていただきたいと思います。

概要説明のところでは、先ほども話がありましたように、国土交通省からの受託事業で、ビッグデータ活用による旅客流動分析の実証実験事業として行われるものやと。わたむき自動車プロジェクトに充当するということなんですか、そこら辺の説明があったと思うんですけど、その辺の解釈はそれでいいのかどうか。

それから、当初予算ならびに6月の地方創生特別委員会の説明資料というのがあります、そこに地方創生交付金事業の全容というか、その辺のものの説明がその資料にありました。その中では、地方創生交付金事業7,463万のうちの新規事業として、移住定住環境整備促進に向けた公共交通の在り方検討負担金1,200万円というふうにありました。

その資料の中で、6月の委員会資料ナンバー4の中では、風の人と土の人がつながるプロジェクトと、大変きれいな、格好いい名称なんですけれども、そういうプロジェクトが1,270万というふうにありました。その中身として、1つ目が若者の就業支援、2つ目が今の移住定住環境整備促進検討協議会負担金。ここでは協議会負担金というのは、若干の文言の違いはあるんですけど、基本的には同じものを指すというふうに考えてよいのか。

さらに、それを受けて3つ目ですけど、歳入で、当初、地方創生交付金事業として予算化していたものが今回の予算書15ページ、歳入のところですけど、ここでは21款諸収入、雑入で受託金というふうになっています。この違いは何なのか。このことによって、その分の地方創生交付金がほかのものに使うことができるようになるのか、別用途に使えるということなのか、その辺も教えていただきたいというふうに思います。

それから、当初、協議会の負担金であったものが、今回、委託料というふうになっています。このことによってどういうふうになるのか。委託先は先ほど山本議員の質問に対して答えていただきましたので、そこは結構ですが、その辺、委託料という関係。

それから、これも最後ですけど、利用者アンケートなど、もう既に始まっている事業もごさいます。今回の予算化で、その受託金があったことによって当初計画が何らかの形で変わったのか。変わったとしたら、どのように変わったのか。

あるいは、先ほども申しましたように、全体像は最終日に報告ということですが、答えられる範囲で概略と、今後のスケジュールは先ほどお聞きしましたので大体そういうことなんだろうと思いますが、最終日にある程度は文書でご説明いただけたらと思うんですが、今申し上げたようなことについて、お伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 4番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課長。

**住民課長（山田基吉君）** 産科医療補償制度の掛金が安くなったことですが、補償事故が少なくなってきたということでございます。補償水準を下げるという意味ではなくて、6年間の実績と疫学調査に基づく見直し後の補償対象者の分娩機関が支払う保険料相当額が2.2万円、補償対象基準を拡大して、さらに0.2万円引き下げられるということで、さらに1分娩当たり剰余金も発生しているという中で、掛金を下げる見直しが今回されたということで、補償水準は維持されたまま掛金を下げることが今回のことでもあります。

一方で、妊婦さんの受取額は下がらないようにということで、実際は出産一時金、直接払いということで、分娩されたところにたちまち妊婦さんがお支払いされるんじゃないくて、直接その産科医院さんが受け取れるような形で直接払いをしていることが多いということでございます。

逆に、実際の分娩費用が安く収まった場合は、差額は被保険者様が直接受けておられるというような実情がございます。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（正木博之君）** 加藤議員さんのほうから、実証実験の補正に係りまして、プロジェクト全体のお話をもう少し、いろんな事業が入っている中で説明をということでご質問を頂戴したと思います。

まず、わたむき自動車プロジェクトと申しますのは、もうご承知いただいていますように、今年度から3か年かけて日野町の公共交通全体をきちっと見直していくと。誰もが住んでみたい、住み続けたいまちを目指して、いろんな地域の交通の課題を解消していくというのと、潜在的な公共交通の需要を掘り起こして、それを満たしていくところですので、これまで全国でいろんな交通の事例で見えますと、高齢者のこととか通学とか、まず、弱者のそこに措置をしに行くということがあったんですが、そこだけではなくて、まずは需要を掘り起こして、その中からそういうところにも波及していくというのがこのプロジェクトの大きなところでございます。

その中で、当初予算の中で、地方創生推進交付金、風の人と土の人がつながるといふこの事業は、県の事業の中で、いわゆる関係人口創出の中でのプロジェクトに

このわたむき自動車プロジェクトの中での取組を申請させていただいて、承認いただいたものでございます。

この中で、先ほど議員おっしゃいました若者の就労支援、それから移住定住というのが柱です。若者の就労支援ということになりますと、日野町の工業団地、製造業が多ございますが、なかなかその日野で働くということが、マイカーを持っていないと通勤できひんという中で、各工業団地の社長様なり経営者の方にお話聞いていますと、求人を出すねんけども、なかなか人が集まらへんというのは、こういうことでいうと、公共交通で通勤ができる仕組みができてくると、日野にも雇用が生まれる、そういう意味の1つの動きのプロジェクトでございます。

それと、移住定住というのは、この地域の、日野町の公共交通を充実させることで、もちろん日野町の町民の方が便利に移動できるということは基本でございますが、外から来ていただく方も、来訪者の方も交通を使いながら移動できる、不便なく移動できる、いろんなモビリティを活用しながら移動できるというのが重要なことで、そのための地方創生推進交付金、こちらのほうは補助金になっていますので、2分の1国から補助金を受けて、全体を、今度1月に立ち上げます、いろんな事業者様と町と県と、県も入っていただいておりますけども、その協議会のほうに負担金という形で支出をして、その協議会の事業の中でいろんな事業をしていくということで計画をしております。

ですので、今回の事業との違いでございますが、今回のビッグデータ活用による実証実験事業につきましては、国土交通省の事業の受託をするということになりますので、国庫支出金として受けるのではなくて、雑入で受けた、国交省の事業を受託して、それを町が主体となって実施するので、委託料としてA g o o p様と近江鉄道株式会社様に委託で出して実証実験をするという、このような違いがございます。

それから、このプロジェクト、いろんな取組を今年度しておりますが、地方自治研究機構様との共同研究の中で、先ほどお話がありましたアンケート調査もしております。先日10日に地域公共交通会議をさせていただいたりとか、それから、地方自治研究機構様との共同研究の調査研究会を開催させていただきまして、アンケートの概要も取りまとめさせていただいたところでございます。

また詳細は最終日の全員協議会で資料等をお配りして、ご説明もさせていただこうと思っておりますが、7,038世帯にアンケートを配らせていただいた中で、2,320世帯、32.9パーセントの世帯からご回答を頂戴いたしました。個人としましては4,649、全人口の約22パーセントのご回答を頂戴しまして、若干これは残念なことなんですけども、若年層よりも60代、70代の回答率が高い。それから、傾向としまして、日八線が運行されていない東桜谷、西桜谷と鎌掛、南比都佐での回答率が比較的高



いというような結果もございます。

また詳細は説明させてもらいますが、そういうようなデータの分析、住民さんの声を聞くということと、9月補正でアプリの補正もご承認いただきまして、今、アプリ開発のほうも進んでおります。こちらのほうも先ほどの移住定住とも絡んでくると思うんですけども、日野でいろんなモビリティを使いながら、アプリを使いながら移動ができるという便利な仕組みをつくる中で、いろんな外からの受入れ、それから、まずは住民の方が移動しやすくなる。

バスの時刻が見られたりとか接続が見られたりとかいうようなことも考えながら、いろんなことが複合している中で、大きなプロジェクトとなっておりますので、大変ごちゃごちゃ、ごちゃごちゃというか複雑にはなっておりますが、最終的にはいろんなモビリティを活用した中で、住民の方が暮らしやすい、住み続けたいと思える公共交通をつくるためにベストミックスをつくっていくということで、だんだんと、それで国庫補助とか取れるものについてはしっかりと取って行ってするという中で今回のビッグデータの実証実験もございますので、そんなようなことで進めさせていただいております。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 1点目の国保関係の部分については分かりました。医療事故が減少したことによって保険料が下がったんだと。ほやったら結構なことやというふうに思います。

2つ目の企画事業の件ですけれど、もう1つちょっと、私が理解が不十分なのかよく分かりませんが、地方創生交付金事業として始め予算化しておられたものが、今回、その中にわたむきプロジェクトも入っていたわけですね。だから、それが今回、国交省の事業として受託ということは、その地方創生交付金はまたほかに何か違うものとして使うことができるのかどうか、その辺りはどうなんですか。その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（正木博之君）** 説明が足りず申し訳ございません。地方創生推進交付事業は地方創生推進交付事業としましてやります。ですので、今回それに振り替えたということではございません。1,200万の中で、1月に立ち上げます協議会に負担金として支出する中で、協議会の事業として、わたむき自動車プロジェクト全体を取り組んでいくというのが1,200万円です。

今回、そこのいろんな、いわゆるデータと申しますか、人の流れであったりとか、よりそのプロジェクトを進める上できちっとした根拠をつくるために、国交省の補助金を受けて実証実験をするという。ですので、プロジェクト自体を太らせていくといいますか強化するために、今回、補正を上げさせていただいているというふう

にご理解いただいたらどうかと思います。

失礼しました。補助金と申しましたが、今回の実証実験は補助金ではございません。地方創生のほうは補助金でございますが、実証実験のほうは受託事業としまして、雑入で受けさせていただくということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 全体の流れの中でそういうものが、今の企画振興課長さんの話では、膨らむというふうに考えてもらったらいということだったというふうに理解をしました。いずれにしても、全体像をまた文書でご提示いただいたら、またそこで考えさせていただきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** ここで、暫時休憩いたします。再開は11時から再開いたします。

—休憩 10時45分—

—再開 11時00分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

6番、後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** それでは、私からも質疑をさせていただきます。何点かお聞きしたいことあったんですけども、前の4人さんがもうほぼほぼしっかりと聞いて下さいましたので、私からは簡単に2点だけお尋ねしたいと思います。いずれも議第80号の令和3年度日野町一般会計補正予算（第7号）の中からとなります。関連質問ですので、2点とも。

まず、1つ目が、事項別明細書の23ページになりますけれども、第3款の民生費から3目児童措置費、児童手当支給事業258万5,000円、これに関連したお尋ねをしたいと思っておりますけれども、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の振り込まれる口座が、原則として児童手当を受給していらっしゃる口座であるということで、上乘せというか追加いう形で支給されるということを、11月29日の臨時議会でもお聞きしたわけでございますけれども、これに関連してです。

今、報道でも非常に話題になっておりますけれども、政府が原則として5万円は現金で児童手当の口座に支給すると。ですけれども、残りの5万円をクーポンで配付するということでおっしゃっていらっしゃいますけれども、この5万円もクーポンではなくて現金支給にすると表明している自治体が非常に相次いでいるように、報道で見受けております。

これに対して、政府のほうでも一定、そういう要望が多いようであればそれも可能なように考えていくことも検討していると、まだ決定じゃありませんけど、いう状況でありますけれども、当町ではこれに対してどのような計画をお持ちになっていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

もう1つの質疑も23ページ、一緒ですけれども、その下になりますけれども、4款の衛生費、2目の予防費、予防接種事業、新型コロナウイルスワクチン2,820万1,000円ということがございますけれども、これも関連質問になるわけですけれども、これ内容としては、ワクチン接種会場のリースの延長であるとか従事者の方の報酬ということがございますけれども、今また第6波が来そうであるということで、3回目のワクチンをどの国も検討していらっしゃる、あるいはもう着手しているところもあるわけですが、11月時点でお伺いしている分には3回目のワクチンをやるということで、それまで会場もリースを延長していくということで、そのときに今後の予定とかもお聞きしたわけですけれども、あれから少し時間たっておりまして、ほかの自治体でもこれ早めていくというふうに発表していらっしゃるところもありますので、その後、予定が変わっているのかどうか。

また、韓国などを見ますと、早めに、日本よりも先行して80パーセントぐらい、2回目のワクチンを受けていらっしゃる方もいらっしゃるわけですけれども、それでも、ちょっと早過ぎたのかもしれないけど、それから期間が空いて、今、過去最高の新規感染者を出していらっしゃる状況です。当町においても、あんまり2回目から時期が空いちやいますとそういった心配が出てきますので、早めていかれるご予定があるのかどうか、この辺も併せてお尋ねしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 一般会計補正予算の関係でご質問いただきました。

ただいま、児童手当の対象者の方について、5万円の現金で支給ということがございます。補正予算を通していただきました。あと、こちらのほうで年内に、15歳以下の児童手当支給者の方に対して、それも申請の不要な方に、年内に支給ができるよう、ただいま準備を進めております。それはもう予算の中で1人5万円を確実に支給していくということで、年明けには申請の必要な方に今度ご案内をしながら、順次支給のほうを進めたいというふうに考えおります。

その後、今、国のほうでもいろいろと言われておりますクーポンの5万円につきましましては、国のほうも原則クーポンでというようなお話もありますが、現金支給も自治体の実情に応じて認めていくようなこともと言われておりますが、まだ明確な方針というのが示されていない状況でございます。今後の対応につきましましては、国の考え方、方針と、それと県内とか近隣市町の状況も動向も注視をしながら、決定に基づいて進めていくというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 厚生主監。

**厚生主監（池内 潔君）** 3回目のワクチン接種についてご質問いただきました。

以前、ワクチン接種の3回目につきましましては、いろいろ事情はあるけれども、あ

まり寒い時期にできないなということで、3月をめどにというようなことも発言させていただいた部分もございます。しかしながら、そのときにつきましては、8か月を経過した後という言葉もあったとおり、当町におきましては、2月7日がもう一番最初の方の8か月经過日なんですけれども、それよりも前倒しをしていこうという国の流れが出てまいりました。

前倒しの基準としては6か月というふうに言われておりますので、当町におきましては、もう既に6か月を経過した、集団接種を受けていただいた方が発生しておりますので、以前に申し上げていましたとおりの3月日程でいきますと、少し接種が遅れてしまうということが考えられますので、現在その3月にこだわらずに、もう少し前倒しをした中で集団接種ができるかどうかというところ辺を、先生方と相談させていただきながら、今現在、調整を進めているところでございますので、年明けぐらいにはその方向性を明確にして、住民の皆さんにもお伝えしていきたいなというふうには考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** まず、1点目についてでございますけれども、あくまでもこれ報道で知った部分でございますけれども、幾つかの自治体は、大阪をはじめとしまして、能動的に自治体のほうから、ぜひ現金で支給させてもらえるようにしてほしいということを自治体のほうからは要望していらっしゃるわけです。それは、その背景にやっぱり住民さんからそういう声が多いいうのを受けてやっっているわけなんですけれども、今のご答弁聞いておりますと、日野町の場合は逆に、政府とか周りの自治体の動きを見た上でという受動的な立場でこれお考えになっていらっしゃるんですか。

住民さんのほうから、これ何とか現金でというふうにいうような声は届いていないですか。私らの、ほかの議員さんもきっと届いていると思いますけど、議員のところには届いておりますけれども、自治体のほうには届いていないですか。この辺ちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

よく、現金で支給すると貯蓄に回っちゃうんじゃないかというお話も、評論家の方なんかはテレビでおっしゃっていますけれども、現金で支給して貯蓄に回るのであれば、クーポンで5万円渡しても、そしたら手持ちの金の中から5万円が逆に貯蓄のほうに回るだけで、一緒のこと違うかと。それだったら、使えるお金を渡したほうがいいんじゃないかと私らは思うわけなんですけど、この辺に対してどういう見解をお持ちか、お尋ねしたいなと思います。

もう1つ、予防接種事業のほうについてでございますけれども、先ほど、3回目のワクチンも6か月めどにいうふうに前倒しでいきたいいうふうにご答弁いただきましたけれども、このワクチンが今はやり始めているオミクロン株ですか、これ

に対して、3回目ですと効果が70パーセントあると書いているような新聞もあれば、非常に効きにくいという書いている新聞もありますけれども、何を信じていいのかちょっと分からない状況ですけれども、これ日野町として得ていらっしゃるデータからではどういったふうに、効き目がしっかり本当に現れるのかどうか、早ければ早いほど効き目は高いのか、この辺も分かれば教えていただきたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** ただいまの、町として現金支給のほうもどのように考えているのかというご質問でございまして、もちろんクーポンについては、当初、国のほうでは、年度内に子育て支援に関わる形でクーポンを活用しながらというような考え方が示されたわけですけれども、実際にはなかなかそういったクーポンのやり方、子育て支援の形でクーポンがどのように活用されるのかというの、いろんな意味では議論をしながら、果たして本当に住民の方にそれが有効な形なのかということも考えていかなければならないなというふうに思えます。

したがって、より住民の方によりよい形で支給ができるように、これは国の方針に従うというよりも、住民の方にとってどの形が一番いいのかという中で、国のほうも財源等も示されているわけですので、その辺もうまく調整といいますか、財源の確保をしながら、住民の方によりよい形になるように検討していきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課参事。

**福祉保健課参事（福田文彦君）** 後藤議員より、オミクロン株に対する効果ということで、私どものほうの情報としては、まだ最新、オミクロン株に対する効果というのは、3回目の接種についてどうなるかというのはまだ情報としては受けておりませんが、先頃、ファイザー社の見解ではオミクロン株にも有効だというような報道があったことだけは既にもう承知しておりますが、それが公の見解として出ているかということではまだございません。

ただ、ワクチン接種につきましては、3回目につきましては、薬事承認上、6か月という表示が出ていますので、それ以上早くは事実上打てないようになっていますので、この辺は、先の内閣総理大臣の所信表明でありましたように、前倒しをしていくということでご発言はあったところなんです、そのことについても具体的にどう進めるかという内容等、通知等についてもまだ国からは説明されておられませんので、ただ、町として、6か月になった時点でもうできるだけということが通知があった時点で、できるだけ早くということも含めまして、先ほど厚生主監のほうも申し上げましたように、ドクターのほうと調整のほうをさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** もう質疑はいたしませんけれども、先ほどのクーポンの件につきましても、ぜひ本当に困っていらっしゃる方の目線に立って、クーポンがいいのか現金でいいのか、その辺は政府の決定にもよるところでございますけれども、これによっては、町からもぜひ国のほうに声上げていただいて、本当にクーポンになりますとコストも大分かかるようでございますので、経費的な部分も、そういうお金があるんだったら、逆にさらに困っていらっしゃる方への支給を増やすとかいう方法もあると思いますので、この辺も町から声をぜひ上げていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、ワクチンのほうにつきましても、今、分からないことばかりですので、もしかすると、自治体のほうでつかんでいらっしゃる情報と我々がメディアから得る情報あまり変わらないのかなというところもありますけれども、インフルエンザのワクチン接種なんかと時期も重なるかもしれませんので、従事者も大変かもしれませんけど、その辺うまいこと整理していただいて、しっかり対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はございませんか。奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** 私のほうからも、議第80号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第7号）の中から、2点ほどお聞きしたいと思います。

1番目なんですけども、今、後藤議員のほうからもただされたんですけども、これに関連してなんですけども、予防接種事業、新型コロナウイルスワクチンについてなんですけども、これ大変、3回目いうことでありがたい話なんですけども、23ページに載っています使用料および賃借料、これ704万7,000円ですか、これ今、仮設で使っておられる場所の使用料かなと私思っているんですけども、この間、私、欠席させていただきましたけれども、29日にもわたむきホール虹の外壁工事をするということで来ていましたけども、この28日に終わる予定ということなんですけども、わたむきホール虹はまだ全然使えないのでしょうかと、それ思っているんですけども、これ使えるということは、この使用料なくてもいいのかなと私勝手に思っているんですが、この辺聞きたいのと、あの今の仮設、今、3回目ですけど、今度4回目もしかのときなんですけども、まだまだ残されるのか、その辺お聞きしたいと思います。

それと、2点目なんですけども、単独その他公共施設の災害復旧費、これ300万ですか、これ大谷のゴルフ場ののり面の修理、これ全体的に直されるのか、この部分だけ直されるのか、また崩れる可能性はないのかなと。8月の豪雨災害で崩れたと思うんですけども、この辺はどのように直されるのか、内容分かればお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 7番、奥平英雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。福祉

保健課参事。

**福祉保健課参事（福田文彦君）** ただいま奥平議員のほうから、予防接種のことに關するご質問を頂きました。使用料賃借料についての関係で、わたむきホールの使用についてということでご質問を頂きました。

まず、わたむきホールにつきましては、当時、6月15日までさせていただいた時点では、小ホール、それから玄関、それから大ホールのほうまで使わせていただいて、接種の流れをつくらせていただいたという部分もございますので、同じような方法を取るのでは、まだ大ホールのほうが使えませんので、ちょっと難しいのかなというふうに思っています。

ただ、わたむきホールを使わせていただいたときには、かなりやっぱり動線が長かったので、その辺を含めると、特設会場でさせていただくほうがいいのかというふうには考えておるところでございます。

また、4回目の接種に關することにつきましては、まだ3回目の情報もなかなかないものがございますので、なかなか今お答えはしづらいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 単独その他公共事業等災害復旧費ということで、大谷のグラウンドゴルフ場の災害復旧についてご質問いただきました。

今回、改修を考えております範囲は、大雨で崩れた部分のみで考えております。これは何かといいますと、崩れた土砂を撤去するにあたりまして、それぞれほかの部分については現地の確認をさせていただきました。崩れた部分については地山でありながら非常に弱い地盤であったということで、その部分を改修すれば大丈夫やという判断をしております。したがって、今回の復旧については、崩れた部分のみということで考えております。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** わたむきホール虹のことなんですけども、以前、小ホールのほうで、こっち側のレインボーさんのところから入って、舞台裏になるのかな、あそこから入ってローテーションで回るように聞いていたと思うんですけど、大ホール使わはるように、僕ちょっと記憶あれなんやけど、大ホール使わはるとは聞いてなかったと思うんですけども、その辺は、もう一遍お聞きしたいんですけども、小ホールのほうを利用すると聞いてたと思うんですけども、その辺ちょっと分からないので、また教えていただきたいと思ひます。

それと、今、大谷のほうなんですけども、取ってしまっただけで何もしないという状態なんか、コンクリ打つとか、そういうなんはどのようにされるのか、再質問でお聞きしたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課参事。

**福祉保健課参事（福田文彦君）** 奥平議員のほうから、予防接種のほうの関係で、わたむきホールの関係で再質問を頂きました。

まず、小ホールのほうで最初検討した部分につきましては、やはりステージとかがあって段差がどうしてもあるということもあったので、その部分でなかなか小ホールだけで完結するのは難しいかなということで、当初のほうは、入って、大ホールの下のほうを、トイレの下のほうを使わせていただいて、あそこから順次上がってきていただいて、スロープを使って上がっていただいて、玄関のロビーのほうを使わせていただいて、小ホールへ入っていただくというような形を取らせていただいておりますので、その部分からすると、今、大ホールはまだお使いすることができませんので、難しいかなというふうには考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 復旧の工法でございますが、当然、崩れたところ、また土盛っても同じことの繰り返しになりますので、現在思っておりますのは、下のほうに布団籠を3段積ませていただいて、その上をのり面を整形して復旧することによってでございます。のり面については、基本的にはもう盛土の仕様ということで、勾配については1割5分で現在考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。8番、山田人志君。

**8番（山田人志君）** 私からは、2つの議案に関連しまして3つの質問をさせていただきます。

1点目は、議第74号、財産の取得についてということで質問するんですが、町道西大路鎌掛線の用地のうち、西大路側には細かく分譲された土地が多いので、その中がひょっとしたら所有者不明土地もあるんじゃないかということについては、これまで非公式に建設計画課に何回か伺ったことがあるんですが、改めて議会の場で正式にお聞きしておきたいというふうに思います。

加えて、道路法線上に所有者不明土地がある場合、今回の件はどうやったのかと、今後そういうことがあったらどうするのかということも併せて教えていただきたいというふうに思います。

2点目は、議第80号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第7号）に関してですが、1つは総論的なことでお尋ねするんですが、今年度になってからの予算の補正の推移をずっと追って見ていますと、昨年度までよりも早めに出し入れを処理されているのかなと、そんなように感じています。もちろん、足りない場合はすぐに補正を考えはると思うんですけども、余る場合でもひょっとしたら早めに補正で処理をされているように見えるのは気のせいなのかなと、違うのかなと思ったりしていますので、一度聞いておきたいと思っていました。



その上でお尋ねしたい肝心なことは、そういうことで結果的に、今年度は懸案である不用額の圧縮につながっていくのか、その点を特にお聞きしたいというふうに思います。

3点目は、同じく議第80号の一般会計補正予算で、いわゆるブースター接種の時期については先ほど後藤議員からお尋ねがありますので、そこから関連してちょっと聞くんですけども、メッセージRNAのワクチンは大体6か月で免疫効果が薄れるということは、もうほぼほぼ定説化しつつある中で、日本の政府も、国も先週あたりから、もう時期を前倒しにするとか、いや、契約分量は十分にあんねやけども在庫がないとか、いろんな話が出てきて、その中でワクチン担当大臣は一体どこへ行ったんやということも含めて、何か混乱しているように見えるんですが、こういう場合は地方自治体が声をそろえて、前倒しなら前倒しではっきりしてほしいと、示してほしいということを要望するべきだと思うんですが、そういった自治体側の動向はどうか教えていただきたいということと、関連して、在庫とかの事情で交差接種の可能性はあるかないか、その辺もつかんでおられることがあれば教えていただきたいというふうに思います。以上3点です。

**議長（杉浦和人君）** 8番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 町道西大路鎌掛線の整備に係りまして、いわゆる所有者不明土地の対応をどうするのかということでございます。

この事業に係る土地につきましては、平成21年から鎌掛側から順次、地籍調査業務を行いまして、令和元年に最終、日野川に架かります橋梁の手前までの部分、いわゆる全ての部分の地籍調査が終わったところでございます。

この中で、いわゆる所有者不明土地と呼ばれる土地が1筆ございました。これにつきましては青葉台地先になるんですけども、その中で1筆、不明土地があったということでございます。

現在、この部分については詳細設計のほうを進めておりますが、当然そういう土地にはかからない法線ということで進めてまいりまして、今後についてもそういう形で進めていきたいなというふうに思います。

なお、今回、その所有者不明土地に隣接する部分で、ボーリング調査の結果によって地盤がちょっと弱いというところがございますが、それにつきましても、その用地にかかることなく、構造上で補強するような工法で、かからないようにしています。現在、詳細設計のほうをしておりますので、これが完了次第、概算工事費等も積算できますので、今後の予定について、より詳細な報告ができると思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（澤村栄治君）** ただいま、山田議員から、議第80号、一般会計補正予算（第7号）の部分の全体的な部分で、今年度の予算編成を見ている中においては不用額の圧縮につながるのではないかという内容の確認のご質問を頂いたと思います。

今年度、もともと当初予算の編成がかなり厳しい状況で、新型コロナウイルス感染症の関係で、もちろん地方税をはじめ、国税が落ちるということは交付税に影響するというところで、財源という部分ではかなり厳しい予算編成をしてきたのかなと、このように思っております。

そうした中で、9月の段階で地方交付税等の額も確認する中において、財源が確保できたということの増額補正、そして、新型コロナウイルス感染症に伴う各種対策事業についても、細々とした事業を上げてきた経過があった中で、一定、財源、また、歳出のほうもしっかりと上げてきたかなと。

こういう中で、このことが不用額につながっていくのかなというご質問かなというふうにと思いますが、山田議員からは、令和2年度の決算の特別委員会の中においても、実質収支比率が7.1パーセントと、額そのものが4億7,300万円余りあるということで、不用額があまりにも多い、余裕のある運営をしているのではないかと、厳しいご指摘も頂いたところではございますけども、例年、町の予算編成としては、3月補正の段階で一定の事業精査を行って、不用額が多くならないように予算編成をしているところでありまして、ただ、そのときの答弁といたしましては、特に民生費とかについては国・県からの補助金を頂いていますが、それはあくまでも概算で頂きますので、概算に見合う歳出を見込むということで不用額も出てくると、ということで、このことから、例年、実質収支比率は7パーセントから8パーセント台で推移してきたということでございます。

今年度についても、できるだけ余裕のある運営ではなくて、しっかりとした予算編成をする中で、特に3月補正予算の中では事業精査をしっかりと行う中で、できるだけ不用額を抑えるように取り組んでいきたいと、このように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課参事。

**福祉保健課参事（福田文彦君）** 山田議員のほうから、ブースター接種、いわゆる3回目の接種のことについてご質問を頂きました。

メッセージRNAワクチンの中和抗体等の減少について、確かに減少していくという報道もございますし、前倒しについて国のほうからいろいろ発言等もありました中で、町としましては、町村会を通じて県知事のほうに追加接種に関する緊急申入れということで、原則8か月の例外的な取扱い等々について申入れを行わせていただいたというところでございます。

また、いわゆる交互接種についてでございます。今回、3回目の接種につきましては、国のワクチンの分科会のほうから示されているのが、1回目、2回目に用い

たワクチンの種類に関わらず、メッセージーRNAワクチンを用いることが適当というふうなことが言われております。

ただ、現在、薬事承認上はファイザー社しかございませんので、実質上、今のところはファイザーで3回目を打つということが言われているというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** ちょっと時間も押しているので、もう再質問はやめます。

ただ、今、2点目について、不用額が圧縮できれば、その分、当然、重要なほかの事業に、あるいは基金に財源を使えたりしますし、それと、機動的な予算補正で、予算の推移がタイムリーに分かって、議会側からすれば結構いいことばかりなんです。そのような方針で進めていただければありがたいなということをお伝えして、私の質疑を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。9番、谷成隆君。

**9番（谷 成隆君）** 私からは、議第80号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第7号）から、令和3年度12月補正予算概要についてから2点質問したいと思います。

前回もこの解体工事、工事請負費、公立保育園運営事業で、今回、あおぞら園鎌掛分園ふじ組解体工事があるわけなんですけども、このように高額な金額が上がっているの、前回のように見落とした工事が、内容が抜けてないと思うんですが、少し内容を確認だけさせていただきたいと思います。

2つ目に、先ほどから出ていました土木費で、社会資本整備総合交付金事業の防災・安全の観点から、地元要望を踏まえ、通学路の交通安全を確保するための歩道整備ということで、これは長期にわたる高額な金額になっておりますが、今回、詳細設計で1,000万上げていただいておりますが、今後これをスピード感を持って進めていくには工程も組んでいかれると思うんですけども、これからの工程についてお聞きしたいと思います。

今日、朝、教育長から通学路の交通事故事案があったということもお聞きしましたので、やっぱりスピード感を持って安全対策にあたっていただきたいと思います。

必佐地区を取り巻く日野駅周辺の町の駐輪場のJAの横から出てくるところも、前から私が言っているように、危ないということを言っていますけど、あれも先月だったか、日野高校生があそこで車と接触して、車がそのまま通り去ったという事件も発生していますし、あの駐輪場から横断される道のところも、日野町長もなかなか認識しておられると思うんですけども、その点もまだ、いろいろこれからも課題ですので考えていっていただきたいと思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 9番、谷成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。子ども

支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** ただいま、谷議員から、公立保育所運営事業の中の工事請負費、あおぞら園鎌掛分園の解体工事についてご質問いただきました。

解体の内容としましては、旧の鎌掛幼稚園ふじ組を、今現在、分園の倉庫として活用もさせていただいているところですが、老朽化が激しいことから、築で言いますと70年近くたっている建物でございまして、壁にクラックとかひび割れが入ったり、全体がちよっと、木造ですので、傾きがあったりということで、地震等の今後の場合に危険が高いということで、補正を計上させていただいてするものでございます。

工事の内容といたしましては、解体工事一式なんですけれども、解体のときの外壁改修の大工工事であったり、屋根工事、屋根を解体する、解体後に外構工事として、更地にして、山砂で敷設をして、危険のないようにフェンス等で囲うというような内容でございまして、木造に係る解体工事ということで、そういった、産業廃棄物等のそういった危険性は少ないというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 小御門十禅師線の歩道整備に係る委託料の計上の件でご質問を頂きました。

この事業につきましては、先にも申し上げましたように、全長800メートルぐらいの延長距離になるところでございまして。この間、あれは大窪音羽線かな、町道で交通事故があったということで、うちも認識をしているところなんですけれども、そういうこともあるのでスピード感を持ってということでございまして。

実は、この事業につきましては、令和4年度より社会資本の交付金に乗るべくエントリーのほうを今しているところでございます。この採択にもよりますが、採択をされれば順次進めていくということになります。一部、内池西区の区間につきましては、用地の関係でかなり地元のご協力も頂かんなんということでございまして、その辺も含めて、その辺の交渉も含めて順次進めていきたいなというふうに思っています。

具体的に何年に仕上がりますというようなことは、現段階では詳細までは計画しておりませんが、出雲川の橋梁の関係もございまして、すぐにとんとんとんに行くかどうかについては、今後、交付金との関連も含めながら検討のほうをしていきたいというふうに思います。できるだけ早期に完了したいとは思っておりますが、今の段階では、いつできますというところまでは回答のほうはできないという状況でございまして。

それと、日野駅の駐輪場へ入るところの道路の関係なんですけど、あれ県道と、あそこは町道やったか里道やったかちよっとあれなんですけど、の交差点になるかな

というふうに思います。PTAのほうからも要望のほうを頂いていますので、現状を確認した上で、また県のほうとも協議をしながら、改善に向けて進めていただきたいというふうに思っています。

**議長（杉浦和人君）** 谷成隆君。

**9番（谷 成隆君）** 今、解体のほうも、金額は金額で、こういうふうに落とさずやられると思うんですけども、安全に、追加が出ないように進めていただきたいと思っています。

また、通学路のことについても、また順序、早く、スピード感を持ってよろしくお願ひしたいと思っています。今の日野駅のところ、結構横断しはる時間が、通学の行き帰りの時間帯が結構あそこは横断されるので、また県と相談されて、早いこと処理をできるようにお願ひしたいと思っています。それで要望しておきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。10番、中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** それでは、質疑をさせていただきます。

議第76号の日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、お伺ひいたします。電磁的記録等について、お伺ひいたします。デジタル化に対応するものではないかというふうには思うんですけども、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録というか、方法を電磁的に行うことができるということが大きな変更かなというふうに思うんですが、この変更によって、法整備によりまして、どう変わっていくのか、また、メリットの部分を教えていただきたいと思っています。

次に、議第80号の補正予算からお伺ひいたします。事項別明細書のページ23の保健衛生事務事業の中でシステム整備が行われるという費用が上がっていますけれども、これはどのようにシステムを整備されて、どんな効果が期待できるのかについてお伺ひいたします。

次に、事項別明細書31ページの学校給食運営事業について。学校給食の食器を購入されるという、備品購入でされるということだったんですが、衛生面の向上を図るためというようなご説明もありました。学校給食の食器については、更新期間というのは何年とか決めておられるのでしょうか。

そのことを1点お伺ひしたいのと、また、今、環境ということが大変問題になっているところでございますけれども、安全基準というのはもちろん満たされた食器だというふうに思いますけれども、廃棄する場合ですとかそういうことも考慮されて、環境に配慮された製品を購入されるのかということをお聞きしたいと思っています。

**議長（杉浦和人君）** 10番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** ただいま、中西議員から、議第76号、特定教育・保

育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご質問いただきました。

この条例の改正によってどのように変わるのか、また、メリットについてということをございまして、従来、保育所等の事業者が書面等での作成とか保存を行っていたことが、事業者の負担の軽減という観点から、事業者等における書面等の作成・保存について、電磁的記録、いわゆるデジタル方式での記録が対応が可能になったというものでございまして、具体的には、書面等の内容をパソコン等のハードディスクとかCD等にデータが保存・記録ができることとなります。

また、事業者から、利用者ということで保護者さんへの、電磁的方法により書面の提供が可能になる旨が規定がされておりますので、保護者さん等の利便性の向上や保育所等の事業者の負担軽減の観点から、保護者への同意の取得についても電磁的方法でできるというものでございます。

また、従来、書面によってやり取りをしていました、同意を取るような確認の部分でも、パソコンとかタブレット、スマートフォンなどの電子媒体によって、保育事業者がメールやホームページなどからダウンロードによるデータの情報提供を行うことによって、利用者がその同意した内容を電子媒体で送信するというようなことで、同意の確認も書面によらず、押印廃止の部分とか対面の回避という部分も含めて、電磁的方法で双方向できるということでございます。

前回の9月議会の補正の中でも保育ICTの委託料の承認を頂いたんですが、そういったICTシステムの導入にも、こういった保護者の利便性と保育事業者のいろんな業務の改善とか、あらゆる部分でこういったやり取りができるということで、大きなメリットがあるというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課参事。

**福祉保健課参事（福田文彦君）** ただいま、中西議員のほうから、保健衛生事務事業に係って、システム改修についてご質問を頂きました。

このシステム改修につきましては、先ほど高橋議員のほうからご質問いただきました歳入のところに、検診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金、あのときにもちょっとご説明をさせていただいたんですけれども、がん検診ですとか歯科検診に、その標準仕様に伴う、町で健康カルテというシステムを持っているんですけど、その改修作業に取りかからせていただくというものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（宇田達夫君）** 中西議員のほうから、学校給食の補正予算に関連してご質問を頂きました。

今回、食器についての買換えということなんですけれども、今回、中学校につきましては、ほぼ全ての食器を今回変えさせていただきます。というのは、中学校の

給食が始まって約8年ということで、そのときに変えさせていただくものです。

また、小学校については、少し深めのお皿について、幼稚園、小学校について、全て変えさせていただく予定をしております。これにつきましては約10年ぐらいたっているということで、食器については随時交換をしているわけですがけれども、今回、約10年ぐらいたっているということです。

食器につきましては、現在、日野町で使わせていただいている食器については、おおよそ5年を経過すると、コーティングというのか、それが少し剥がれてきて傷がつきやすくなっていくということで、少しでも大事に使いながら、長もちをさせていただいているんですけども、おおむねそのようなことが言われているということです。

また、選定に関しましては、食器につきましては、子どもさんが配膳するのにやはり軽いものであること、丈夫であること、また、食器につきましては、中性洗剤などで洗浄するというので、そういうものに耐えられるものということで選定をさせていただいているんですけども、今後におきましても、ご指摘のように廃棄物としてその後なりますので、そういうことも検討の上、また選定もさせていただきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の76号のところなんですけど、公布の決定の日から施行が可能なわけですが、予定として、この条例に従って、いつから実施される予定なのか、お伺いしたいと思えます。

それから、学校給食の食器についてなんですけど、かなり長いこと使っておられるなという感想なんですけど、10年という、剥げてきてというのはちょっとあまりにもあれかなと、安全性に問題が生じてないかなと、ちょっと今、危惧したんですけど、私、前にも一般質問でさせていただいて、日野町は日野椀が有名なところでありますので、今、食洗機にかけられる漆器というのができておりますので、日野町のやっぱり特色を持って、こういうお椀というのか、そういう漆器を使ったらどうですかというような提案もさせていただいたんですけど、なかなかそういうことはちょっと難しかったんですけども、更新されるときに今後の方向性みたいなんを考えていただいて、特色ある給食。だんだん子どもさんの人数も減ってきているわけですから、やはり子どもたちの郷土愛ですとか、そういうことも考えるならば、ちょっと食器の部分の安全性も含めて、日野町独特のものも協議していただきたいと思いますというふうに思っています。

それと、本当に期間を決めて更新していただきたいですし、今もう本当に環境問題言われているんですから、もちろん、漆器なんかは特にいいと思いますし、そう

いうものに、更新される時は変えていくという方向を取っていただきたいというふうに思います。その点についてお考えをお伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** この条例の公布の日はいつからかということですが、審議を頂いて議決を頂きましたら、直ちに公布の手続を行いまして、公布を行った後に円滑に進めていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（宇田達夫君）** 再質問を頂きました。使用の期限につきましては、今後しっかりと管理しながらやっていきたいというふうに思っております。

また、日野椀の利用については、現在、各小学校5年生が和食の時間というのを持って、そんな中でしっかりと日野椀を利用して、使って、その後しっかりと洗浄してということで、教育の一環として利用はさせていただいているんですけど、学校給食に使うとなると、かなりの数と費用がかかりますので、その辺、今後、十分検討しながら考えていきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。11番、齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** それでは、私のほうからは、これまで質疑をされていますので、議第80号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第7号）の議案について質問をいたします。社会資本整備総合交付金事業の必佐小学校前の歩道整備について、お尋ねをいたします。

先ほどの山本議員の質問で、全体事業計画ならびに今回の調査、設計等についての説明がありました。この事業は総事業費5億円を投入するという大規模事業となります。この計画では、必佐小学校の南側で計画されている住宅開発事業の用地にも影響が出てくることになると思います。

この開発は日野町で初めての地区計画を設定するものでございます。地区計画制度の性格、行政の開発事業者との関係について、基本的な考え方をお尋ねをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** ただいま、小御門十禅師線の詳細設計の委託料に絡んで、隣接する地区計画区域の関係でご質問を頂きました。

基本的には、この道路の整備につきましては、先にも申し上げましたように、従来より行政懇談会等で要望を頂いている案件でございます。また、必佐小学校PTAからも長きにわたって改善の要望を頂いている路線でございます。

一方、地区計画につきましては、平成31年4月から運用基準を設けまして、日野町でも市街化調整区域で地区計画が張れるという制度をつくってきたところでご



ざいます。

議員が申されております内池地区の案件につきましては、令和元年11月8日に事前相談を受けて、順次進めてまいりました。最終決定に至るまで約2年間、丸2年間の歳月を費やしてのことになっております。

ここの道路でございますが、当然、運用基準の中で接道する道路の基準というのほうたっております。その中で、この地区計画におきます整備の類型というのがございまして、この類型につきましては、市街化調整区域隣接型ということで、隣接する内池地先の住居系に地区計画を張ることによって、いわゆる住宅整備をしようというような内容のものでございます。

道路につきましては、当然、基準がございまして、地区計画決定するにあたっては、その計画がなければ地区計画決定はできないというような基準になっております。この道路につきましては、当然、事前相談があった当時から、町としては将来的に整備が必要やという路線で考えておりましたのが1つと、今の整備に対する地元の強い要望等があって、その段階で、町の中で今後その整備をどうしていくのかということで協議もしたところでございます。

つきましては、その整備をするにあたって、社会資本整備総合交付金事業で何とか整備ができないかということで、地区計画を張るにあたって必要な道路ですし、地元の安全対策にしても必要な道路ですので、何とかそういう形で整備ができないかということで、検討するよというところでずっと進めてきていたところでございます。

基本的に、開発いただく部分の道路につきましては、地区計画の要件の中で6メートル道路として整備をして下さいということで、提案者に対して回答もしておるところでございます。よって、この道路が地区計画のためにできるのかと言われると、決してそうではないというふうに認識をしております。

基本的には、地元の安全対策、それから、地区計画を張るにあたっては、将来的な接道要件を満たすための道路ということで、言ってみれば、今回の整備によって双方が前向きに解決できるような事業であるというふうに考えておるので、地区計画は地区計画として、当然、決定するのに要件が必要となる、道路整備については地元の要望もあり、現状を改善するに必要な道路であるということで、それぞれ進めているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 再質問いたします。町長にお伺いをいたします。

地区計画において行政の果たす役割は、町の総合計画など上位計画に合致、整合したものかチェックし、事業が進むようであれば手続を進めることをサポートすることにとどまり、あくまで開発業者が執行するものです。そこで、地区計画の設定

にあたり定められている日野町市街化調整区域における地区計画運用基準の第4条3項で、基本方針として、原則として新たな行政投資を行う必要がないこととされていますが、この規定の趣旨を町長はどのように理解されているのか、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、日野町市街化調整区域における地区計画運用基準について、その中の第4条（3）、円滑な交通を維持できる道路、十分な流下能力を有する水路または河川および上下水道施設等の公共公益施設が地区計画策定区域内やその周辺に配置され、または配置されることが確実であり、かつ原則として新たな行政投資を行う必要がないこと、そこ、書いてあるとおりに、原則としては新たな行政投資を行う必要がないという部分がございます。

先ほど建設計画課長も申しあげましたとおり、同じその運用基準でございます第13条、より詳細な型においてどのように判断、立地基準をどうつくっていくかという部分で、第13条の（3）市街化区域隣接型においては、このように、幅員6.0メートル以上に整備された道路に面している区域、ただし、上記道路が未整備の場合には同等の道路整備を前提とした地区計画については適用するという文言がございますので、当然、原則としては、議員がおっしゃるとおりに、新たな行政投資を行う必要がないということがございますけれども、今回の分につきましては、この13条にある部分の規定に基づいて判断をしているという話でございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 再々質問いたしますが、続いて町長にお伺いします。

地区計画運用基準の「原則として新たな行政投資を行う必要がないこと」とは、必要な道路などの公共施設は町が新たな行政投資を行うことではなく、開発業者が行うものだということです。この全体計画において、本来、開発業者が行うべき道路整備を町が肩代わりして行うことになるのではないかと。運用基準の基本方針に反し、開発業者に便宜を図ることになるのではないですか。町長のお考えをお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、便宜を図っているのではないかとのお話でございますけれども、先ほども、この規定の中に、13条に、こういう市街化区域隣接型においてはこのように適用するという基準に基づいて行っているものでございますので、それに当たらないと思っておりますし、今回、やはり小学校前の歩道の整備というものをしっかりと進めたいという思いは、もちろんPTAさんしかりご地元の方しかり、地域の方皆様のこれまでの思いでありますので、そのときに社会資本整備総合交付金という、いつまでこの交付金があるのか分からない中で、早急に活

用して、まず子どもたちの安全を確保するために、どういう道路をやっつけようかという思いが、行政としては最優先でという形になっております。

もちろん、ご質問いただいたとおり、地域の住宅整備等も絡んでいる案件ではございますけれども、何とか地元の皆さん、まず子どもたちのために何か整備したいという思いが、こういった形で進めさせていただいている根本であるという部分、ご理解を頂きたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** もう再質問はできませんので、しますが、基準に基づいて行うことということで、便宜を図るものではないという答弁であったかというふうに思います。町が定めた運用基準、4条3項の基準を、町長自らルールを破るものであり、筋が通らないものであると考えます。

内池西地区の住宅開発事業は地区計画制度の活用の初めての案件であり、今後のモデルとなるものにする必要があります。汚点を残してはなりません。町長の答弁は納得できるものではありません。この問題は引き続き注視し、ただしていきたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。12番、西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 時間が押しておりますので、ちょっと簡単にお願いしたいと思います。2点、質疑をさせていただきたいと思えます。

1点目は、議第74号の財産の取得についてでございますが、西大路鎌掛線でございます。実は、鎌掛のほうでも2回に分けて用地を取得していただきました。全員協議会で今回取得の面積、また、延長は430メートルですか、聞かせていただいたんですけど、今現在通っている西大路鎌掛線の現道で430メートルというと、どのぐらいの位置になるのか、これを教えていただきたいと思えます。それが1点目でございます。

それから、第2点目ですが、議第79号の日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも全協で配っていただいたのですが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、全世帯の未就学児に対して、該当未就学児に係る均等割保険の5割を減額するというところでございますが、この戸数、対象者の数を教えていただければありがたいかなと思えますので、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 12番、西澤正治君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** ただいまは、町道西大路鎌掛線の令和3年度の用地を買収した部分の工事の規模のことでご質問を頂きました。

これにつきましては、今、鎌掛側で完成しておりますバイパスが現道に合流する

地点から西大路地先のドリームファームの入り口までの間の約430メートルを、現道拡幅をするというような内容の工事でございます。

工事につきましては令和5年度中に完成ということで、今現在進めているところでございます。今年度、一部、拡幅する部分の樹木や竹木等の伐採の工事についても、今年度で一部発注のほうをしたいと今考えておりますが、令和5年度の完成を目指して順次進めてまいります。

**議長（杉浦和人君）** 税務課長。

**税務課長（山口明一君）** ただいまは、西澤議員さんのほうから、国民健康保険税条例の改正に係ります未就学児の人数はというようなことでお問合せを頂いたところでございます。

この人数につきましては、この条例の適用が令和4年度4月1日からという形になってございますので、その段階で、未来日の人数というのはなかなか難しいというような状況でございますので、今回の人数につきましては、今年度の当初の段階でどのぐらいの人数に該当するかということで、お答えをさせていただきたいというように思います。

人数につきましては、未就学児の該当が105名というような形になってございます。そのうち軽減がないという児童が50人、それから7割軽減のところは28人、それから5割軽減のところは11人、それから2割軽減のところは16人というような形で、合計105人というような構成になってございます。

それから、お問合せいただきましたのは、戸数、世帯数というようなことでお問合せいただいたということで認識しておりまして、その世帯数につきましては、105人の中の世帯は71世帯というような構成でございます。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 全協で地図を頂いたんですが、ちょっとこの地図では分かりづらかったので質問させていただきました。

そうすると、今回これで西大路地区は1期目、次は2期目のまた予定になるということですが、次はそうすると、日野川を渡る橋のどこまでのようと思いますが、その点、もう1回だけお聞かせいただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 今、現道拡幅部分が完成しますと、以降は西大路地区の東部農道に向けての整備に順次かかっていくという予定になっております。

先にも申しましたように、現在、詳細設計のほうを全線にわたってやっておりますので、その設計が完了次第、工事費等も一定把握ができますので、それが出た段階でもう少し詳細な計画のほうがお示しできるかなというふうに思っています。少しでも早く完成できるように順次努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひい

たします。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 完成が令和9年ということになっておりますが、せいぜい早くこの西大路鎌掛線完成していただきますよう、ひとつよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。13番、池元法子君。

**13番（池元法子君）** それでは、私からは1点のみの質問になります。議第80号、令和3年度一般会計補正予算（第7号）のうち、事項別明細書27ページ、土木費、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）1,000万円についての質問であります。

これは町長に質問をいたします。町長は町長になられる前、都市計画審議会の委員でもあり、まして日野町の計画の運用基準作成時にも委員でおられましたので、よく理解されておられると思いますので、そのように町長に直接お聞きをしたいと思えます。

この質問については、先ほど山本議員や、また、谷議員、齋藤議員からも質問がありました。私は都市計画審議会の委員でもありますので、また別の角度から質問をさせていただきたいと思えます。

この歩道整備事業を含む全体計画は唐突に出てきました。5月の日野町都市計画審議会にも町が道路改良工事を行うとは説明をされておられません。今回のこの基準は、地区計画での住宅開発事業がきっかけになっているのではないのでしょうか。まず、町長にそのことを伺います。

**議長（杉浦和人君）** 13番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** 唐突にこの事業が出てきたとおっしゃいましたけども、先ほど建設課長もご説明させていただきましたとおり、これ自体は、当然、私が就任する前から当局には相談があった話でございますので、唐突というわけではないということはお答えをさせていただければなと思っておりますし、かねてから、これも先ほど建設課長が申し上げましたけれども、住民さんの行政懇談会等で道路整備等の話は当然過去にあったというふうな状況でございますし、必佐小学校の前の特に交通安全につきましては、かねてから懸案の課題で、むしろ今まで何も対応ができていなかったのではないかなと、私自身、大変問題意識を持っているところでございます。

そういった中で、唯一歩道がない必佐小学校の前というのは、果たしてこのご時世ほんでいいのかという思いがやはりあったので、この交付金を使えるときに、迅速に判断をしていきたいという思いがあったということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** 町長は唐突ではないと。それに、住民からの地元要望とか、そういう安全対策について、今まで対応ができていなかったからだ。いや、今まで

対応できていなかったわけではありません。これ住民課の方も分かっておられるように、安全柵、溝のほうに、溝というのか川というのか分かりませんが、あっちのほうに子どもたちが落ちてはいけないというので、その安全柵もされておられますし、この間、安全柵したところなのに、あれ取り外して、それを何か使える方法ないかなというぐらい私は思っているぐらいで、もったいないなと思っています。

そういう町長の発言ですけれども、そもそも今回の道路改良計画がなければ地区計画の立地条件を満たさず、この地区計画自体が設定できていないのではないのでしょうか。住宅開発区域は運用基準の立地基準で定める幅員6メートルの道路に面している区域でないため、令和2年2月の第77回都市計画審議会では幅員6メートルを開発事業者が確保するという計画でしたが、令和3年3月の第78回都市計画審議会では幅員を3メートル以下の部分もあるという計画に後退したという経過があるんです。

ところが、令和3年9月の第81回の審議会では、幅員6メートルの基準をクリアするため、町が道路改良事業を実施することと町長が判断したと報告を私たちは受けました。間違いありませんね。お尋ねをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 今の池元議員の件でございます。都市計画審議会で、道路整備について計画をするということで町長が判断されたというような報告があったということでございますが、当然これは、先ほど議員も申されましたように、5月19日の都計審の答申を受けて庁内協議を当然いたしました。この道路につきましては事前相談の段階から懸念となっていた案件でもございます。

この地区計画の事前相談は令和元年11月8日に初めて、こんなことがしたいねんけどという相談がございました。そんな中で、地区計画の運用基準もこの年の4月1日から運用していましたので、その要件に見合って、ずっと担当課のほうでも審査をしてきたところでございます。その経過については、都度といいますか、第77回の都計審、それから第78回の都計審という形で、その素案なり原案について協議をずっとしてきた中で、今、議員が申されますように、都計審の中でいろんなご意見を頂いた。

当然、地区計画決定するにあたっては、地区計画決定するにあたっての運用基準に基づかんと決定でけへんのと違いますかという話も、当然、審議会の中で出ていました。当然そのことについては担当のほうから町長にも報告をしておりますし、道路整備がなければ、道路整備の前提がなければ地区計画決定はできないということについても、協議を庁内のほうでしております。

その結果、基本的には整備は必要やということで、町として整備計画を持つという決定がございましたので、都計審のほうで、町長からそういう決定をされたとい

うふうな形で報告をしたというふうに認識をしております。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 都計審のほうで、私はもうこのときは出席しておらないのであれですけども、様々なご意見を頂いた中で、どういった形がいいのかという議論もあったと思います。そういった中で、先ほども申し上げましたとおりに、この道路と、そして、小学校の周辺の環境、安全を整備していかなければいけないという一番大きな構想という思いがありまして、やはりこの部分については、先ほど議員がおっしゃられたように、町としても進めていくべきだという考えを持ったところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** ちょっといろいろと、ぐだぐだと説明があったんですけども、これ町長が判断したと報告をされていますが、それは間違いないことですね。いや、これは再々質問じゃありません。さっきの質問についてちゃんと答えられていないから聞いているんです。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 先ほども申し上げましたとおりに、都計審でのご議論や、こういった答申や、これまでの経緯も含めて、報告が当局から当然、担当からありました。それについて、先ほども池元議員がおっしゃられたとおりに、進めようというふうに判断をしております。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** 町長がどういうふうに発言されたのかというのは、9月28日の第81回日野町都市計画審議会の説明で、まず、これらの内容を踏まえ町長に答申したところ、というところからずっと始まっているんです。幅員のところについても、接道するところについては十分に満たせているとは言えないものと、これは十分に満たせていないということは分かっておられるということなんですよ。一定、事業者ができる範囲は努力されたと判断をしたということもここに書かれてあるんです。

ずっとあって、改めて地区計画運用基準の立地基準により、幅員6メートル以上の道路整備を前提とした地区計画でないと地区計画を認められないとの基準から、具体的な道路改良計画を早々に計画を立てる必要があるという、そういう判断をされた。このことから、具体的にまず設計委託業務を発注し進めることとすると。

ということは、この後です。以前からそのことを計画されていたんじゃないかと、その条件を満たすためにはこれをしなければならないと、というようなこととなりますよね。

幅員6メートルの確保というのは、本来、開発事業者がするべきもので、最初は

そうになっていましたけれども、それを開発事業者がしないと言えば町が肩代わりするというものであれば、それは便宜供与そのものになります。また、日野町議会議員政治倫理条例第3条2項、その権限は地位を利用して自己または特定の者の利便を図ってはならない、このことに抵触するおそれがあります。町長がこれに追随したことになりませんか。お尋ねをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 今、池元議員さん、そのようにおっしゃいましたけれども、それを追随したことにはならないと考えております。もちろん、様々な議論の過程で、当初我々が考えてきたことや事業者さんとのやり取りの中で、様々な交渉、また、県との兼ね合いなんか等、様々な要因があります。そういった中で、計画の内容が途中で変わるということも、当然、あらゆる事業においてはあり得るわけでございます。

ただ、そういった中で私が判断しましたのは、今回の件において、やはりこの整備交付金を使って一体的な地域の交通安全を維持したいというのが一番の思いでございます。そういった中で、必佐小学校のかねてからの、私ももうだだ混みしている午前中のところに車で視察に行ったときがありまして、本当に子どもたちが、確かに今までもご尽力いただいていることは事実です。地元の皆さんのご尽力や、そういうポールを立てていただいていることは事実なんですけれども、果たしてこのままでいいんだろうかというふうなことをひどく痛感した部分でもございます。

また、地元の皆さんのお声でございますので、確かに今おっしゃったような様々なご意見があることは重々承知をしておりますけれども、小御門地先からあそこの内池のところまでの、地元の皆さん、PTAの皆さん、子どもたちの部分、学校の先生方も、やはりあそこをどうにかしてほしいという思いはまず聞かないと思っております。

仮に小学校がなければなかなか難しいんじゃないかなと正直思ったこともありますが、やっぱりあそこは様々な複合的に整備をする必要性のある重要な路線だと感じておりますので、このような意味で発言したものと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** 町長としては、そういうふうに答えられるでしょう。そういう追随したものではない、便宜を図るものではなかったというふうには答えられるとは思いますが。

しかし、先ほどからの山本議員とかの質問の中にもありましたように、幅員6メートル、それから歩道で2メートル。8メートル道路です。こんなもん、安全対策だけでしょうか。安全対策というのは、PTAなんかから要望されているのは歩道ですよね。歩道設置を、これもそこまでではなくて、本当にもっと近いところの歩



道設置を要望されていました。

それから見ても、あそこに6メートルの道を造って、学校の中に入り込んだ歩道を造って、物すごい、まるで、山本議員もおっしゃいましたけれども、幹線道路整備的な、そのような工事になるんです。これは、この問題については町長が、議長が関係する開発事業に便宜を図ったことになるのです。なると思います。少なくとも、紛らわしいことでもあります。公平公正な町政執行に関わる大事な問題ですので、引き続き真相を明らかにする必要があることを指摘いたしまして、私の質問を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩いたします。

私に係る発言でございますので、この協議について、議会運営委員会で協議を頂きたいと思っておりますので、暫時休憩をお願いいたします。

－休憩 12時35分－

－再開 13時07分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

ここで、13番、池元法子君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**13番（池元法子君）** 先ほどの質問の中で、議長からや議運の皆さんからの指摘もあり、断定的な発言については取消しをいたします。しかし、公平公正な町政執行に関わる大事な問題ですので、引き続き真相を明らかにする必要があることを指摘しておきます。

**議長（杉浦和人君）** 質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

日程第3 議第74号から議第83号まで（財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）ほか9件）について、委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託については、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託をいたします。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は14時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

－休憩 13時10分－

－再開 14時00分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

日程第4 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

8番、山田人志君。

**8番（山田人志君）** それでは、事前の通告に基づきまして、これより一般質問をさせていただきます。

1番目の、役場の人材育成については、4年前に、平成29年12月議会でしたが、同じテーマで質問させてもらったことがあるんです。4年前にこのテーマで質問したのは、役場内でミスが続きまして、そのことが議会でも話題になりましたので、それがきっかけなんですけども、今回も9月議会で企業会計の決算上のミスがありましたですね。それが最初のきっかけといえればきっかけです。

ただし、お断りしておきますが、私の感じ方でいえば、職員さんの空気は4年前から比べると、随分いいほうに変わっているように見えますので、できればもう1段レベルアップしてもらいたいなという期待を込めての質問だということで、ご了承下さい。

それと、今回それに加えて、10月の決算特別委員会で、役場が抱える事務量に対して職員の数が足りないのではないかという話が出たかと思います。ただ、実際には、日野町役場の現在の財政事情から考えると、職員数の増員というのはかなり難しい。そういう現状ですので、現実的な対応としては、仕事のスクラップを含めた効率化とか、あるいは仕事を標準化するとか、そういう必要性があるのではないかと感じたのがもう1つの理由です。

人材育成はかなり幅広いテーマで、4年前はその中でも人事評価を中心に種々お聞きしたんですが、今回は今申し上げたような理由で、担当事務の適正化、それからOJTといった点を中心に、分割方式で3点お聞きしたいというふうに思います。

まず、1点目ですが、仕事の効率化あるいは標準化に取り組むのなら、その前に職員ごとの担当事務の事務量、それから担当している仕事の難易度を客観的に把握しておかなければなりません。10月の決算委員会でお聞きした際には、執行側のご答弁では、今はできていないということでしたが、早急に把握する必要性を感じておられるかどうか、伺いたいと思います。

2点目は、役場には給与等級があり、つまりは、職能給制ということで、その職能に応じて職階が設けられていると思うんですが、そうであるなら、一人ひとりの事務量は同じであって、かつ、難易度では職階や在級年数に応じて差がないとあかんというのは多分普通の考え方だと思います。そうでないと、計画的な人材育成は難しいと思うんですが、現状でそのような対応ができていないか、お聞きします。

3点目、9月議会で話題になった例の下水道事業会計のミスなんですけど、あの

ときは損益計算書と明細書に異なる金額が計上されていたので、複数の職員さんが注意するような意識を共有していれば、見つかる、防げるミスだったかというふうに思います。つまり、ミスの原因は結構難しいことなんやけども、ミスを見つけるのは簡単な事例やったというふうに思うんです。

そのために、9月議会の質疑の中で、問題意識の共有ということでいろいろお聞きしたんですが、OJTということを目頃意識することによって、目配りとか気づきといった問題意識が生まれる組織風土を醸成できないか、改めて執行側のお考えをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 8番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、人材育成についてご質問を頂きました。

これまでの地方分権の進展や地方創生の推進、デジタル社会の実現に向けた取組など、社会状況や行政需要が刻々と変化をし、地方公務員の担う役割がさらに多様となっております。

そのような状況の下、まず1点目の、事務量等の把握についてでございますが、人事異動に際しては、それぞれの所属の事務に見合う適正な人員配置を行うとともに、必要に応じて会計年度任用職員の任用を行っております。

ご質問を頂いております担当事務の事務量および難易度の把握につきましては、まず、全庁的に事務の棚卸しを行うことが必要と考えておりますが、各所属職員の事務負担が増えることなどもあり、実施できていない状況にあります。まずは導入する目的や手法、また、他の手法がないかなど整理する必要があると考えております。

2点目に、職階に応じた事務についてですが、各所属において、年度当初に職員の職階などに応じて、事務の困難さを考慮し、担当する事務を決めているところです。しかし、行政改革による採用職員の抑制や団塊の世代の退職などにより、職員の年齢構成にばらつきがあることから、自分の職務を理解して責任感を持って職務を遂行することや、OJTをはじめとする人材育成が弱まっているなどの課題があると認識をしております。

3点目のOJTについてですが、OJTは若手職員の人材育成だけでなく、職員間の事務共有や継続性の確保、指導する職員のコーチング能力の向上、役場の組織力の向上など様々な効果が期待できることから、重要であると認識しているところです。引き続き、職場内のコミュニケーションを図りながら、効果的なOJTに取り組んでいきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** お昼前に思わぬエネルギーを使ってしまったので、再質問は1つだけにしておきます。

今のご答弁で、1点目と2点目、いずれもできていないということだったので、それ両方に関係あるようなことでお聞きすると、それと、実は4年前にこの質問をしたときは、人事管理を采配する副町長が空席のときやったんです。今はいらっしゃるので、できれば副町長に答えてほしいなということを期待しつつ再質問しますので、お願いします。

ちょっと前振りの話からするんですが、事務量が同じで、かつ難易度に差をつけるという業務の標準化。今ご答弁ありましたように、決まった方法があるわけではありません。私の経験で言うと、仕事の種類ごとに必要な作業時間を計算するという方法を考えて、担当事務を分析評価した経験があるんですが、それが果たして役場でも同じように通用するのかどうかは分かりません。

参考になれば、またそういうようなお話もさせていただきたいし、どういうやり方が一番いいのか、何人かで、グループで考えてみるというのも人材育成につながるのかなというふうに思います。

先ほどのご答弁で、職員の事務負担が増えてどうかということもあったんですけども、1つの方法を決めた上で、例えば課ごとに分担して把握すれば、そんなに時間かからないと思います。数日間はかかっても、二、三日はかかると思うんですが、そんな1か月も2か月かかるというような作業ではないと思いますので、さらには、一度データベースをつくれれば、土台をつくれれば、その後は仕事や人が変わったら、その際に一部を修正するだけでずっと使っていけるわけですよ、そのデータベースは。

その上でお尋ねなんです、副町長が日野町役場にいらっしゃる間に、そういった担当事務を客観的に分析評価するための土台をぜひつくってもらえへんかなと期待をしているんですが、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（津田誠司君）** 私がいる間に担当事務を分析して整理してということですけども、昨年度から若干させていただいている部分ございまして、1つが、事務引継書をみんなできちっと作りましょうという徹底を、総務課を通じてさせていただいています。これもどこかでお話をしたかもしれませんが、そういったことが役場でのノウハウの継承であるとか蓄積になってくるかと思っています。そういったものを分析するというのも1つの、何というんですか、事務のどれだけあるかということ把握することにもつながるかと思っています。

あと、民間事業者では、山田議員おっしゃったとおり、様々な手法をやられているところもあります。そういったところもいろいろ勉強させていただいて、そういった手法も取り入れながら研究させていただきたいと思っておりますので、どこまでできるのかということはあると思いますけれども、私がいる間に精いっぱい頑張らせ

ていただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** もう再々質問はしませんが、少し意見だけ申し添えて1問目を終わりたいと思うんですが、今、副町長がおっしゃったのは、9月議会の質疑で答えていただいたんですね、事務の引継ぎということについては。

私は、事務の引継ぎプラスアルファで、例えば仕事のこつとか心構えとか、引継書、事務文書であると。事務文書の行間に埋もれているような仕事ってありますよね。あるいは、モチベーションの持ち方とか。

そういう、引継書にはなかなか書き切れない、言わば仕事の仕方みたいなものの継承もやっぱり大事なかなと思いますし、そういうものはOJTで、日頃のOJTで養われるのかなというふうに思いますので、それをお願いしたいのと、もう1つは、業務の標準化というのは、さっきも言いましたように、グループで広く協議して最終決定する方法でやれば、そんな時間かからないんですが、それに加えて、担当のそれぞれの職員の持っている事務量に関して、不公平感というのは、えてして職員さんって自分だけ忙しいんちゃうやろかと思ったりする場合がありますので、それをみんなで、グループで協議して、自分の担当以外の仕事の作業時間とか難易度も考えるということであれば、そういう不公平感も払拭できます。

さらに、その際にスクラップできる仕事が見つかる場合もあるので、何よりも問題意識の共有が図れるというふうに思います。

それと、欧米型は職務給なんですけども、それに対して日本型の職能給は、さっき言った行間の仕事というのは割と見つけやすいところがありますし、会計年度任用職員は職務給なんですけども、正規職員は職能給ですので、せっかくその職能給の環境に役場があるので、その利点を生かして、ぜひプラスアルファの問題意識を身につけるOJTにお取り組みいただくことを期待して、1つ目の質問は終わります。

では、2問目に入らせていただきます。2問目は持続可能な地元産業という観点で、1問1答方式で質問と、それから、できれば若干の意見交換もさせていただければというふうに思います。

今年9月に日野町中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されまして、今後は、理念条例といいますから、文字どおりその理念に基づいて具体的な施策が展開されていくということを期待していますし、そのためには、そのヒントになるような議論はできるだけたくさんしておいたほうがいいのかなと思って、今回のテーマを設けました。

それと、SDGsという言葉を使ったのは、SDGsといいますと、最近メディアのせいでどうも地球環境とか自然環境とか、そういう話にイメージ引っ張られがちなんですけども、それは大事なんですけども、もともとは誰も置き去りにしない世

界ということを目指す開発目標、MDGsから始まっているので、そこで、日野町のまちづくりを進める上でも、地元産業、とりわけ小規模企業を置き去りにしないという意味を込めて、地元産業のSDGsということにさせていただきました。

日野町内の小規模企業数はこの10年間で13パーセントと減少しています。減少傾向ではあるものの、他の市町と比較して激減というわけではないので、町内では地元商店や地元工務店に頑張ってもらっているのかなというのが実感です。

しかし、近い将来に一気に減少の波が来るおそれがあるので、どのような対策を考えておかなければならないかということで種々お聞きするんですが、全国的に小規模企業が減少している一番の要因は、やっぱり後継者がいないということだと思います。

そこでまず、入り口の話として商工観光課に伺いますが、日野町における事業承継の対策の現状、そして、今後に向けての考えを教えてください。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 本年9月に中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、その関係につきまして、地元産業のSDGsに関してということで、1点目に、事業承継の対策の現状と今後に向けての考えについて、ご質問を頂きました。

事業承継につきましては、第6次日野町総合計画の分野11、中小・小規模企業支援の中で、事業承継や第二創業が進むよう、商工会等の関係機関とともに支援するとさせていただいているところです。

町内の事業者が第三者への事業承継をされたという事例は町内でも伺っているところがございますけども、具体的な対策はどうしていったらいいのかなというところは非常に悩ましいところかなというふうに思っております。具体的にこれをしたからこうなったと言えるものが今あるかといいますと、商工会ともどもに、なかなか見いだすのは難しいところかなというふうに思っております。

一方で、中小企業・小規模企業白書というものが、先日も勉強させていただきましたと、全国の状況でいきますと、小規模企業の経営者の平均年齢が62.16歳、そして、後継者がおられない後継者不在率と言われるものが65.1パーセントという結果がございます。

ただ、日野町に目を向けてみますと、果たしてこの数字やろかというのが正直な思いでございます。さらに厳しい実態があるのかなというふうに考えております。ただ、厳しい実態があるであろうということは思うんですけども、その実態を把握できていないという実態がございますので、これにつきましては、どうした形でそれを把握していこうかということ、今、具体的に検討を始めて、進めていきたいと考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 今ほど、国の小規模企業白書のお話も答えていただいたんですが、国は事業承継施策を講じる上で、推進する上で、以前から論法で、小規模企業は借金がない優良企業が多い、黒字企業が8割ぐらいやと語っているんですけども、にもかかわらず廃業するのは、事業承継が負担になるからやろうと。例えば、事業承継税制、相続税みたいなものとか、みたいな言い方をしているんです。

だから、今、課長がおっしゃった、数字だけがほんまに日野町と一致するのかわからないし、そういう環境とか背景も、国が考えていることは日野町と一致するんやろかということ疑問に考えるんですが、商工観光課は、今言ったような、中小企業庁あるいは国が言っている見方というのは正しいのかどうか、どう思われますか。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 国が言います事業承継の難しさの背景につきまして、難しいということというのはいろいろ難しいという状況がある。その背景は何かといいますと、やはりなかなか小規模事業者にとっては経営上が厳しい。そして、それを次代に引き継ぐ、次の世代に引き継ぐにしても、利益といいますか、モデル的に利益を引き継いでいってもらえると、そういうような状況にあるかというのは、必ずしもないということではないと思いますけども、やはり日野町の事業者さんを見ていますと、一定そういう要素は、しっかりと経営の基礎というのはお持ちいただいているんであろうというふうに思います。

ただ、最近、創業であったり若い方の第二創業であったり、いろいろなことが進んでいるということは要素的には聞いてはいますけども、それがなかなか日野町の後継者の育成といいますか、第二創業なり第三者事業承継に進んでいない実態というのは、やはり同じような要素は強いのかなというふうには感じておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** さっきご紹介したような国の見方というのは、都市部の小規模企業を見てそんなふう思うてはんのかなと思ったりするんです。ですから、事業承継税制のような施策で負担を軽減しようとしても、ちょっと合わないですね。

そうじゃないし、地方では、今、商工観光課長から経営が厳しいという話がありましたが、経営が厳しいということも含めて、そうでない場合も含めて、初めから後継者がいないというふうにもう諦めてしまうてはるところがあるんちゃうかなと。それで、自分の代で廃業するために事業を縮小して、借金もしないようにしているというのがほんまの現状ちゃうかなと思います。

ですから、国が考えるような施策では効果があるように思えないんですが、そもそも地元産業の根本にある問題は、後継者がいないということも含めて、地元で仕

事をするよさ、よさというのは例えば利点とか魅力とか、地元で仕事する利点とか魅力など、それを今まで論理的にきちっと把握して整理しようとしてこなかったですよね、そういうものを。

だから、当然、発信もされないし世代間でも共有されていないと。だから、はじめからもう次の世代はいないんやというようなことに固定観念になってしまっていると思うんですが、こういう見方というのについては、どうでしょう。正しいでしょうか、商工観光課に伺います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 事業者の諦めの的なものがあるということは、誤りとか正しいとかということではなくて、そういう見方は多いのかなというふうには感じております。

ただ、そういった、事業を承継する家族であったりとか、親族の方以外の方でも、事業承継をしようとしたとしても、その経営がどういう状況なのかということなかなかオープンにしにくい土壌もあるでしょうし、ただ、一定、事業承継をされる方なりが決まってくると、一定その辺はどうしても開示せざるを得んというところも出てくると思いますので、そういったところをどうコーディネートしていくかというところが非常に肝になっていくんであろうというふうに思いますので、その辺りについて少し勉強しながら、何かいい方法はないものかということで、今現在、検討を進めているというような状況でございます。諦め感というのは、私ら自身もいろんな事業者さんとしゃべる中で感じるころではございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 今、第三者承継ということもお答えいただきましたので、ちょっとそのことで突っ込ませていただきたいんですが、その中で、経営がなかなかオープンされないと。実際そうなんですよね。だから、その辺りをコーディネートしていくということも1つのポイントになると思うんですが、趣旨、目的で言えば、おっしゃったように、町内で、一方で創業、起業を希望する人もいらっしゃるわけですよね。そういう人たちに対して、ハードでもソフトでも何でもいいから、既存の事業者から何らかの経営支援、例えば店舗でも作業所でもいいです。あるいは、ソフト面で顧客情報とか人脈みたいなものでもいいです。そういうものでもちゃんとコーディネートして引き継いでいければ、地元産業は形を変えながらも続いていくということになりますよね。

そのことを町として後押しするために、町の創業補助金とかありますよね。あるいはもう今年かな、空き家・空き店舗活用みたいな、そんな施策もつくらはりましたよね。そういうものをもうちょっと加工したり工夫したりして、既存ビジネスと創業希望者をマッチングするようなことにならないか、伺いたいと思うんですが。



**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** そういった、どういうニーズがあるかということはず必要になっていきますし、まず、創業であったりとか事業承継をしていただく、事業承継を、今やられている事業を引き継いでいかれる、そして、第二創業的に、今ある事業をさらに拡大して違う事業もやっていくよというような形につなげる、それが創業なり空き店舗活用なりの支援策の中で、どういったことができるのかというのは今後の課題になっていくというふうに思います。

今、議員の施策といいますのは、やはり当面して町なかのにぎわいをどうして取り戻していくのか、今使える店をどうして使っていくのか、にぎわいをなくしていくということが地域のつながりを少なくしていってしまうことにもつながりかねませんので、そういった部分で、まずは施策としてつくらせていただいたものでございます。

そういう中で、今後それを、事業を、例えば一定の情報を開示する中で、事業を私やってみるわという方がおいでになってということになって、どのようなつながりであったりとか審査が必要になるかということについては、今後その事業の内容、制度の内容を見直していきなり、新たな事業をつくるとか、そういうことも今後の課題であるというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** なるほど、そうやと思います。今ご答弁おっしゃった中で、新規創業だけじゃなしに、第二創業もおっしゃいました。第二創業は多分、結構、可能性も高いんちゃうかなという気がしますね。その辺が多分、ひよっとしたら取っかかりになりやすいかもしれない。

業種をちょっと分けて、もう少し深掘りさせてもらいます。先ほど、地元商店、工務店が頑張っているんちゃうかという話もしましたが、事業所数の減少傾向でいうと、建設業は10年間でもう3割ほど減っているんです。ほかの業種に比べても減少幅が大きいんですが、その中でも特に地元の小規模建築業、大工さんとかそういう業種ですが、その後継者の状況はどうか、商工観光課で把握しておられるようなら教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 日野町の建設業の事業所数は、直近の5年間では9.3パーセント、10年間で30.7パーセント減少しております。日野町小規模企業の全数でいきますと、議員おっしゃいましたように13.1パーセント減少しているという状況でございます。それに比例しまして、商工会の会員さんも5年間で10.5パーセント、10年間で19.4パーセントと、それぞれ減少しているというのが今の日野町の現状でございます。

小規模建築業の後継者の状況につきまして、個々に名簿があるわけではございませんが、その実情をよく知っている商工会の状況を聞いてみますと、後継者がおられないという事業者さんの率が約40パーセントというふうに推測しておりますが、やはりこれにつきましては、いろいろ見方がございます。

あと10年、20年頑張っていたいただけるなという方につきましては、なかなか後継者がおられるというところには入れておりませんし、ただ、その後の、もう少し10年先になってきますと、さらにその率は高まっていくということは推測はされますけれども、その間でどのような施策を取り組んでいけるのかということは、今後の商工会なり事業者さんも含めました対策かなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** なかなか木造住宅を扱っていただく大工さんなどは後継者がいないというふうに聞いていて、今のご答弁のとおりなんですけれども、今のご答弁のとおり、4割が後継者がいないということは、近い将来もう半減するということですよね、事業者数が。

さらに、後継者にもう代替わりしたよというところもあるんだけど、その代替わりした後継者自体がもうそろそろ高齢化しつつあるというところもあるみたいで、ただ、木造住宅の建築は、ビジネスとしてはそんな赤字商品じゃないと思うんです。成り立つはずやと思うんですが、それでも後継者がいない理由というのはどういう部分なのか、商工観光課の見方を、どう見ておられるかを教えていただければと思います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 小規模建築業の後継者がなかなか育ちにくいといえますか、見つけていきにくい、その要因は何かということでございます。私自身も父親が大工をしておりましたけど、継いでおりません。

なかなか、高校、大学に進学する率も非常に高くなっている中で、自分が専門的に学んだことであったりやってみたいことの夢が、選択肢が非常に広がっているということは非常にある。その中で、自分の先代がつくってきた事業なりを子どもたちがどう見るか、その魅力などについてどう考えるかというところの見方がいろいろあって、なかなかその魅力を自らの中で、家の中で発見できないような場合もあるのかなというふうに考えておりますし、こればかりはなかなか、こうやと言いきれるものはないんですけども、そういった、選択肢が広がったということは非常に大きいのかなというふうには感じております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 商工観光課長もその3割4割の中のお一人やと、それは失礼しました。

根本的には、仕事がだんだん減っていているということが本当に根っこの問題なんでしょう、理由なんでしょうけども、木造住宅と、最近、ハウスメーカーのプレハブ住宅、宅地開発したところはほとんどそうですよね。それで、当然、構造上とか工程上のプラスマイナスはありますよね、全く違う造り方をしますの。

だけど、差引きをすると施主側のメリットはそんなに変わらないんやと、価値観次第や、どっち選ぶかはという話も聞くんですけども、それでも、新築家屋となったら圧倒的にプレハブ住宅が選ばれてしまいますよね。これ私は、ひょっとしたら、さっき魅力が伝わっていないということもあるんだけども、もう1つは営業力の差というのもしっかり出てるん違うかなという気がします。

というのは、ハウスメーカーはモデルハウスを使って、専門のスタッフがそこに常駐して、こうでないとかきませんよみたいなことを一生懸命に意識誘導するのに対して、大工さんはもともと職人さんやから、営業のプロではないですので、なかなかそんな話はできないということもあるでしょうし、それと、地元の工務店なら施主側と顔見知りの場合が結構ありますよね。昔やったらそれが信用のもとやったんです。昔やったらそれが信用のもとやったのが、どうも最近ではそれが営業上の邪魔になっているみたいなのもあるような気がして、そんなこともあるのかなというふうに思います。

それは先ほどから、地元で仕事をするこのよさが共有できていないと、課長がおっしゃったように魅力が伝わっていないとかということと何かしら共通するものを感じるんですが、木造住宅のよさ、潜在需要みたいなものを掘り起こした上で、地元小規模建築業の営業上の弱点、もともと職人さんやからそういう弱点があるんですが、それを補完できるような施策って何か考えられないか、商工観光課にお聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** ハウスメーカーにはあって地元の小規模建築業にはなかなかない営業力いうものを、どうして補完していくのかというところがございます。

なかなかこれというものは見つかりませんが、ただ、今後期待されていくのは、木造というのは生き物とよく言われますように、いつの時代にも、うちもぎしぎし音がしたりとかいうことはやっぱりあります。そういう部分の中で、これから事業者がどんどん減っていくことも考えられます。上手に、うまいこと引き継いでいっていただけるように、会社組織であれば引き継いでいっていただける、それもあるのかなというふうに思うんですけど、なかなか個人事業者さんですと、それを引き継ぐということが難しくなってくる時代が来るのであろうというふうに思います。

かといって、木造住宅はあり続けるわけですので、その中でどういうふうなグルーピングと申しますか、どういうふうなエリアをどういうふうにみんなでカバーしていく、住民ニーズをどうそれを賄うと申しますか応えていくために、今まで、ここは大工さんはおらへんなったな、そしたら、ここの部分はわしらがカバーしていくかと言えりような、そういうふうなグルーピングと申しますか、そういう時代も今後は期待されていくところになっていくのかなというふうに考えるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** エリアのカバーということに関係ある話になるかどうか分らんけど、ちなみに、ちょっと突飛なことを言いますけど、西大路定住宅地のコスモスララ、あそこで木造住宅とか地元の工務店のよさを何かしら発信していけるような、そういう場面って設けられているんでしょうか。これは宅地開発の話じゃなしに商工振興の話なので、商工観光課にお聞きするんですが。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** そういう場所をつくりたいなという話は商工会のほうからも伺っていたんですけども、具体的にはなかなかできていない、今現在ではできていないというのが実情です。

ただ、いろんな形で、お問合せを頂く、情報が商工会にも入ってきますので、そういうときには逃さないように、ふだんから留意しているということは商工会からも伺っているところですので、そういう情報をしっかりとキャッチして出していけるように、商工会のほうとも連携していきたいなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 商工会から申入れがあったというのは、そうやるなとは思いますが、町のお金を使ってやる宅地開発ですので。何とか地元の小規模建築業が置き去りにならないように、ちょっと見守っていきたいというふうに思います。

今度は商業、小規模商店についてお聞きするんですが、地元の小規模商店は、消費者側がもしMD、MDというのは品ぞろえですよ、とか価格みたいなものだけで比較購買すれば、大型店に対しては構造的に絶対太刀打ちできません。勝てない。そういう不利な経営環境なんですけど、そこで小売店は、地域需要型産業、つまり限られた地域のニーズに応えていく産業であるという前提で考え合わせて、持続可能な商店経営のために、どういった部分で差別化を図っていくのがよいのか、商工観光課のお考えを伺います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 持続可能な地元商業のために、何で差別化を図るのがよいのかということにつきまして、これをすれば大丈夫よと言えりものは当然、な

かなか見いだせないというのは、誰でもそうかなというふうには思うんですけども、ただ、住民さん、顧客のニーズを考えますと、今後の時代、高齢化ということやいろんなことを考えますと、配達などのサービスを充実させていく、また、得意料理とかそういう商品を前面に打ち出した差別化であったり、そういうような専門的になっていくというようなこと、また、よろず相談的なコミュニティーの場としての機能の充実、今も観光のイベントなどのときには取り組んでいただいておりますが、それぞれの店が観光案内などもしていただくと、そういうような機能を充実させていただいて、それぞれの特色といいますか、地域とのつながりを背景とした取組というものは特化していけるものになっていくのかなというふうに思います。

地域コミュニティーの維持発展とか、地域内経済循環、連携するということなどの視点で、業種間、異業種間の連携なども、差別化を図っていくということについてつながっていくものであるかなというふうには感じております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 今ほどは個社の部分と、それから面的な部分と、両方答えていただいたのかなというふうに思いますが、ちょっと分けて聞きます。

まず、個社のほうから。個社で差別化を図るためには、まず、最初はやっぱり経営体制の改善をやらなあかんわけですが、その点で、コンビニエンスストアは地元商店が近代化した姿であるというふうにはずっと言われてきたんです。ただ、コンビニエンスストアというのはフランチャイズチェーンに加盟して、フランチャイザーが大量のPOS情報を分析して、スーパーバイザーがそれでMDとか動線とかディスプレイとかを最適化を指導して、オリジナル商品に至っては、たくさんの専門のスタッフが関わっていますよね。本当にたくさんのスタッフが関わって商店経営をやっているんですが、そこで、商工観光課に伺いますが、そうした地元商店の単独では持ち得ない、そういういろんなノウハウ、人材のノウハウ、そういうような機能を補完する何か施策って講じられないものでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** そうしたコンビニなどの、そういうような商店に太刀打ちできるとまではいかないまでも、そういった勝負をしていけるといいますか、商売として地域の中で独自性を出しながらやっていくためのノウハウをどうつくっていくかといいますのは、これは今、商工会のほうも伴走型ということで、それぞれの個店の取組支援をしているというところで、一定のノウハウを持っているというふうに思います。

ただ、それを、経験は蓄積しているものの、それをアウトプットして、こういう形やこういう方向がいいなという分析までは至っていないというのが現状かなというふうに思っておりますので、今後はそういったものをどう蓄積して、次のとき

にこういうことで行った、この方面で1回やってみようと言えるものを、ノウハウをやっぱり商工会なり役場とも共有しながら、アウトプットして、みんなで対策を講じられる方法があるかということを検討していこうと、そういうような方向性が、1つは人材、これまでのノウハウを生かす方法になっていくのかなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 今まさにご答弁いただいたように、商工会の伴走型の支援で、ひょっとしたらその可能性があるんじゃないかなと私も思っています。というのは、商業のノウハウというのは製造業、建設業に比べて結構学ぶ機会が多いんです。目につきやすいですし、また、データ分析も、全国展開をするわけじゃないから、地元商店が、本当に限られた地域の需要に関する情報の収集分析だけで事足りるわけですし、というか、むしろそれが大事なんですよ。

そういう地域の情報のほうが大事であって、これに関して9月議会の産建委員会で、日野町商工会は地域振興の経験値が蓄積されているとは言い難いけども、個社支援のスキルはありますよという話をしたと思うんです。ですから、商工会の仕事をちょっと見直した上で、今まで実績のある部分でさらに機能強化をすれば、地元商店のスーパーバイザーとしてのある程度の役割が、商工会の経営支援担当職員で担えるんじゃないかなと思うんですが、そのためには、ちょっとスクラップ・アンド・ビルドをせなあかんと思います、商工会の仕事は。その点はどう見ておられるでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 商工会の職員というのは当然、経営指導員であって、中心となって、個社の支援をしているという状況でございますし、そのよいところも、そして改善すべきかなと思われるところもよく知ってくれています。

その部分で、商工会がより専門的になって、スーパーバイザー的になっていこうとすると、商工会の業務の中身を私もあまり知らない部分もまだまだありますので、なかなかスクラップの部分が分かりませんが、やはり、より専門的に、先ほど申しあげましたように、これまでの経験、成功事例も実際あるわけです。事業者さんが、今まで賞味期限が短かったものを長くできる機械なりの導入によって、今までできなかった店への、店舗への出荷ができるようになったとか、いろんな経験があるわけですので、そういったものを蓄積はしているものの、先ほど申しあげたように、アウトプットするということになかなか専門性に、誰か1人が専門的にやるという状況にないというのは、おっしゃったように仕事が多様多様にわたっているということがございますので、そういった部分は、なかなかスクラップの部分が見えないところもあるんですけども、やはり今後は、そこは期待をしながら、より

商工会のほうでもそういうところに傾注していただくと、そういうことによって、先ほどお話にもありましたように、商業者であったり小規模建築業の今後についての方向性も、そこに専門性を持った中でアドバイスはしていける、そんな体制もつくっていけるのかなというふうに期待はしたいなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 商工会に対して別に指導せいとは言いませんので、何かしら目的意識を持って、こういうふうにあるべきちゃうかみたいなことで情報交換とか意見交換をちょっと進めていただければと思います。

今度は、もう1つおっしゃったのは面的支援の話で、差別化のための、お聞きするんですが、地元商店で100年を超えるような歴史のある事業所って実はそんなにないんです。これは商店でだけでなく、工務店も町工場も同じですし、さらに言うならば、日野町だけの話ではありません。全国的にそんな長い歴史のところって実はないんです、小規模企業に。

これは戦後の雇用情勢で、都市部で雇用が吸収し切れない部分が地方での起業の動機になったので、一部の宿場町とか門前町といった、そういうものを除いては、全国の小規模企業に多くの昔の歴史や伝統があるわけではありません。

では、何が産業の伝統として昔から引き継がれてきたのかというと、それは商取引を介した、商取引というのを中心にしたつながりや支え合いという部分が、ずっと形を変えながらも今まで引き継がれてきた、それが伝統やと思うんですが、それがアメリカ側の合理主義みたいなものが入ってきたり、いろんな理由でその伝統を持続できない危機にあるのが今の姿だというふうに思っています。

その視点でいうと、今回制定いただいた中小・小規模企業振興条例に書かれている地域コミュニティの維持発展は大変意義深いと私は勝手に解釈しているんですが、このことは9月の産建委員会でもお聞きしたことでありますが、改めて、この条文の書きぶりの意図するところを確認させて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 商取引を介した人のつながりという視点で、中小企業振興基本条例の地域のコミュニティの維持発展の意図するところは何かというご質問でございます。

条例で地域コミュニティの維持発展を入れている全国の中小企業・小規模企業振興基本条例をちょっと検索してみますと、あまり地域コミュニティのことについて触れているところはまずほとんどないのかなというふうに思います。ただ、日野町の商工業というのは、商いをされる中で人と人のつながりによって発展して今があるのかなというふうに思っておりますし、かつて小規模企業の活動が活発であった時代は、それぞれの商店であったりいろんな事業者さんのところが、町民さん

の台所であったり暮らしを支えるところであった、そして、町民の交流の場であり、情報が寄ってくるところであって発信されていく、そういうふうなものになっていたんだろうというふうに思っております。

しかし、経済発展とともにそのつながりが希薄化して、地域コミュニティを維持する上においても大きな影響が及んでいるのかなというふうに考えています。

事業者の皆様にはそれぞれの強みや売りを見いだしてもらって頑張っていたたく、住民や日野町で働く方々などにはその事業者の果たしている役割や魅力に改めて聞き気づいていただく、そして、商いを通して人と人をつなぐ場としての機能を高めていただきたい、そんな思いで条例の中に地域コミュニティの維持発展というものを盛り込ませていただいたというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 条文の意味について、私が理解させていただいたことと同じでよかったです。

地域コミュニティという言葉で連想すると、コミュニティビジネスというのが思い浮かびますよね。ありますよね。商工観光課長ご存じやと思うんですが、私は平成27年から29年にかけて、県内のコミュニティビジネスと言われるような事例、大体20ぐらいの事例なんですけど、調査したり、あるいは指導助言したこともありますが、そういうことをしてきた結果で、一言でコミュニティビジネスと言っても、大きく言うと3つぐらいのタイプに分かれるなということが分かりました。

1つは、コミュニティ自身がビジネスをする。これが一般的に思われているコミュニティビジネスです。そのほかには、全部はちょっと時間の関係で言いませんが、それとは別に、地域の住民、いわゆるコミュニティと企業活動が共助の関係にあるみたいな、お互いに支え合っているみたいなものもコミュニティビジネスというふうに呼んだりするんです。

例えば、具体的な県内の事例でいうと、お年寄りの見守りとか生活支援をやっている薬局というのがあって、当然そこの先は顧客としてその薬局を利用されますよね。そういう関係でやっている薬局があるんですが、これまさに条例に書かれている、地域コミュニティの維持発展に貢献するということで持続していける、今後、持続を可能にする地元産業の1つの例かなと思うんですが、具体例ということで、そのような解釈はどうでしょうか、間違っていないでしょうか。商工観光課に確認させて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 今、コミュニティビジネスの事例について教えていただきまして、ありがとうございます。コミュニティビジネスといえど、やはり経営が成り立っていくということが前提にある中で、地域と事業者が連携し合いな



がら地域のニーズを全うしていくというようなことは、非常に理想といたしますか、よい仕組みやなというふうに思いますし、そこに事業者さんがどう関わっていただくか。

いろんなハード面であったりとか費用面での運営というものは大変なことが想像されますので、そういったものでどうやるかという課題はあるものの、やはりそういったつながりが、事業者さんでもそういうものを、何が地域のために連携できるやろうというところを見いだしていただく、そして、地域コミュニティーのほうからはこういう課題があんのやということをお寄せいただく、そういうところをどういう形で結びつけていくか、そういうことができれば、今おっしゃっていただくような、コミュニティーと事業者が結びついた新たな地域の在り方といたしますか、ビジネスの在り方みたいなものが見えてくると、今、日野町でもそういうものが見えてくるといいなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 見えてくるということでは、県内だけでも結構そういう、企業と地域住民がお互い支え合っている関係というのは事例が幾つもありますので、ぜひ情報収集、事例の収集からお願いできればなというふうに思います。

それと、先ほど面的支援という言葉を使っているんですが、実はお断りなんです、面的支援という言葉は、中小企業庁は一定地域内の支援機関、商工会みたいな、と金融機関、専門家が連携して行う個者支援という意味で、中小企業庁としてはこの言葉を使っているんですが、私は実は勝手に解釈して、一定地域のコミュニティーとその地域内の産業が相互に支え合う支援をやっているのが面的支援じゃないかと勝手に解釈していますので、お断りをしておきます。

ここで、町内全部に広がっている地域内産業の1つということで、農業にもちょっとだけ触れさせていただきます。通告書では1次産業のことは全く書いていなかったんです。思っていなかったんですけども、通告書を出した後の先月29日に農業委員会さんと議会の懇談会がございまして、その成り行きみたいなもので、ちょっと総論のところだけで、少し農林課にお聞きしたいので、ご了解下さい。

農業委員会から種々説明を受けた中で、日野町内では水稲稲作農業がビジネスとしては成り立たないんやなということが分かりました。それでも、2次産業、3次産業とは違って、1次の稲作農業は町内で100年を超えてずっと続いている地元産業ですよね。ビジネスとして成り立たないということであっても、これもさらに今後も将来世代に承継していかなければならないと。

その理由が農地の保全を維持しなければならないというようなことであつたら、それが経営努力とか経営責任とかいうような見方で見るとは何かちょっと無理があるんじゃないかなと思って聞いていました。

農地の保全というのは大きく言えば国土の保全であって、国土というのは単に土地という意味だけじゃなしに、食料自給率ほかいろんなものを含めて国の形という意味で国土ですが、その国土の保全であって、その施策に関して、そこを講じていく施策に対して農業経営への補助とか支援とか、そういう言い方はちょっと違和感を実は感じました。

日野町のように、ビジネスとして稲作農業は成り立たない、成立しない地域では、行政側から支払う資金というのは、全て国土保全の役務の対価みたいな、国土保全に係る役務の対価みたいなもので、農業者も農業者でない人も認識が共有されるべきではないかなと感じたんですが、農林課のお考えはいかがか、教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 産業建設主監。

**産業建設主監（藤澤 隆君）** まず、水稻においてビジネスとして成り立たないというのは、一概にそう言ってしまうと問題がございますので、当然、成り立っておられる、そういった経営をされている方も日野町でもおられますので、1点そこはちょっとご了解をお願いしたいと思います。

ただ、農業外の収入が多くあることによって安定した兼業農家が多いということ、これはもう滋賀県は特に工業県ですので、安定しているというところで、今にあるというふうにご理解いただけたらと思います。

それで、そんな中で今、課題になっているというのが、規模を大きくされた方、また、兼業の方も含めまして、自分の資産である農地をどのように守っていくのかというところが、非常に高齢化とともに労力がなかなかなくなってきたというのが現実でございます。かつてですと、集落で、全てが集落の環境をよくするというところで、皆さんでもう作業をされていたものが、近年は農業者自己の責任というような形で、事業として見られるということで、議員おっしゃられましたように、農地の保全という意味がなかなか薄れてきたというのはございます。

そういったことで、国のほうも実はそういったことに補助金を出されまして、農業者、または住民の方、いろんな各種団体ある中、一体となって自分たちの村の環境をよくしようという意味で補助金が出されているというところでございます。

そういった意味で、ちょっと言われました役務の対価ですか、そういった表現もされましたけれども、形的には、その補助については、老朽化する施設をどういった、国・県・町が補助を出して長もちをさせていこうというのがその事業の趣旨でございます。大きく見れば、そういった役務の支援にはなるわけですが、それはやはり地域の中で、農業者だけでなく一体として取り組んでいただくことが、これから、兼業農家の方も含めまして、長く農業が継続できるというふうには願っておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** 分かりました。申し訳ありません。大規模化すれば規模の利益で利益体質になるというのは理解できますし、日野町ではなかなかそう大規模集約できないところも多いということで申し上げましたので、訂正させて下さい。

いずれにしても、なかなかちょっと興味深い事案やなと思いましたので、私の分野外でもありますので、今までやってきたことの、またいろいろ教えていただけたらと思います。

その上で、ちょっと突飛なこと言うかもしれないんですが、日野町のような地域の稲作農業は、広い意味でのコミュニティービジネスみたいなもんやなど。さっき言いました、企業活動と住民が支え合うみたいな、そういう柔軟な解釈も必要かなというふうな気がしましたので、そのことを申し添えておきたいと思います。

それと、持続可能な地元産業ということの関連で、逆に、これは産業としての持続を考える必要があるんやろうかという素朴な疑問についても、この際聞いておりますというふうに思います。それは、観光ということと日野菜ということなんですけども、町内ではこのどちらも地場の産業として定着はしていませんし、今後も産業として成立する可能性は極めて低いと思うんです。極めて低いにもかかわらず、町政で産業としてずっと固定観念を持ち続けてはるような気がするんですが、その理由は何なのか、一度聞いておきたいと思いました。観光については商工観光課に、日野菜については農林課にそれぞれお聞きしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 観光につきまして、産業としてこだわり続ける理由は何かというご質問でございます。

観光は地域の光を見ることであり、非日常を経験しようとするものと言われております。日野町の魅力を発信して、交流人口や関係人口の拡大に努める中で、日野町を訪れる方々に観光施設や地域で体験をしてもらう、飲食や宿泊をしていただく、お土産ものを購入していただくことなどによって、観光による地域の活性化につなげていきたいということでございます。

なかなか産業というものに、観光産業といいますと、やはりなかなかそこまではいっていないというのは事実かというふうに思いますが、ただ、産業とはならないまでも、観光という切り口を通して日野町の物産が出ていく、そういったことは非常に地域の産業の、商業というものの振興にもつながるというふうに考えておりますので、そういった視点から、やはり観光というものが町のことを知っていただく、そういう意味でも必要なものと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 産業建設主監。

**産業建設主監（藤澤 隆君）** それでは、日野菜についてでございます。

日野菜につきましては、日野の地で生まれまして500年以上ということで、歴史

ある日野菜ということですが、かつては青果として、京都市場へ出荷を多くされていたということで、非常に高い評価を得ていたという時代もございました。現在ではその日野菜だけで、産業としてと言いますか、農業経営を成り立たせるというのは難しいということで、水稻と野菜というような複合経営、先ほど言いました兼業も含めまして、そういったことで所得確保を目指すというようなことが必要ということでございまして、そういった部分で営農指導をしているというところでございます。

日野菜については日野の誇りということで、原種を守って、多くの家庭で漬物として食されていくという、もうこの家庭の味が長く受け継がれていくことを願っているものでございまして、取組を進めているというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** この質問をさせていただいたのは、産業振興に関して役場の人材とか資金とか、もう限られた資源をできる限り有効にご活用いただきたいという思いで質問しているんですけども、日野町で観光と言っているのは、いわゆる有形無形の歴史資源、伝統資源のことですよね。日野菜はどちらかと言うたら産業の歴史というより町民の昔からの生活文化、多くの家庭で食されてきたと、今、主監もご答弁いただきましたが、どっちかいうたら生活文化で、どちらも町民の暮らしの伝統とか歴史ということであって、産業の分野とはちょっと、一部重なっても全体的には違うのかなという気がします。

そうであるなら、産業という呪縛みたいなものからもういつそのこと解放されて、町民の暮らしの風物詩を継承するのにふさわしい施策あるいは取組で、人材、予算の効果的な活用をしたらどうかなと思っていますので、私はどちらもこれひとつとして社会教育の範疇ちゃうかなと思ったりもするんですけども、今回のテーマからだんだん外れていくので、この件のご答弁は要りません。

もう次の質問で最後にします。9月議会のときにもちょっと触れたことなんですが、大事なことなので、改めてお願いを込めて町長にお聞きするんですが、今年4月からスタートした第6次日野町総合計画の中、全部で34の政策分野に分かれていますよね。それぞれひもづけされる個別計画というのは書いてあるんです。

その中で、個別計画が書いていない分野というのは合計6分野あります。この6分野というのは、直接、間接に関わらず、全部、商工振興、産業の振興に関係してくる分野です。これまで町政で産業分野というのは軽んじられてきたのかなというように、そんな気もするんですけども、そこで、中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されたこの機に、その理念条例の具体的展開を進める証として、証として地元産業に係る個別計画、いわゆる総合計画にひもつけされる産業分野の個別計画の策定を考えていただきたいのですが、可能性なり考えを伺いたいというふうに思

います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 山田議員さんが2つ目の質問ということで、本当にこの基本条例に基づいて、事業承継、各商店の事業承継、そして、先ほどは農業に関して、そして観光という広い分野でご質問いただいたところでございます。

ご存じのとおり、もう後継者不足、そして地域経済の縮小というような状況の中で、いかに、我々に課された使命は、これらのものを持続可能な形に次世代に継承していくかということだと思っております。

そういった中で、今までは官と民、もう民のことだからということで済まされてきた部分も大いにあるかと思えますし、一定その部分も大事ではございますけれども、先ほどコミュニティーという話がありましたとおりに、地元の商店さん、農業、観光、全てコミュニティーと密接に関わっておりまして、非常に公共的な性質を持っているものだと思っております。

そういった意味においては、官と民で明確に分けられるものではなくて、この日野町がこれまでも先輩方から譲り受けたものを、これからも末永く、いい形で継続するためには、やはりそういった産業的な部分というものもしっかりと考えていかなければならないと、そういった意味も込めた上で先月の条例もあつたのではないかなと思っております。

そういった意味で、個別計画ということで、当面として事業承継の取組や空き家・空き店舗の出店などを促進させていただく中で、今後、個別計画が確かに絶対必要やなとなってくれば検討する必要があるのではないかなと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**8番（山田人志君）** ぜひ検討して下さい。お願いします。

これ以上質問はしないんですけど、今ほどのご答弁の中で、民もコミュニティーも産業も全部、公共・公益的やというお話も頂いたので、最後に、日野町のまちづくりと地元産業の振興政策に関して、ぜひこれを参考にさせていただきたいなということも、ちょっと意見としてお話をして終わらせていただきたいというふうに思います。

執行側の皆さんはRMOという言葉は多分ご存じだと思うんですけども、RMOはリージョン・マネジメント・オーガニゼーションの略で、日本語では地域運営組織というふうに表現されています。これは総務省の政策で、まちづくり協議会というようなことで全国で展開されていますよね。そう言うと多分イメージしやすいと思うんですけども、そのRMOが言われる前から、大分前から経済産業省は商業活性化のまちづくり、TMOという言い方をやっていますよね。TはタウンのT、R

は地域のリージョンのRなんだけれども、タウンに変えてTMOと言っていました。

今度また、農林水産省が農村型RMOというのを推進したいというような、そんなことを何か言っているようですが、私は、それぞれ大事なんだろうけれども、そういう縦割りじゃなしに、1つの地域で、先ほど町長が答弁されたことと関係あるんだけれども、1つの地域で日常生活も地域福祉も社会教育も、そして産業の維持振興も一緒に考えるような組織運営体、地域運営体ができないものかなというふうに思っています。

そうすることによって、先ほど事業承継のところで申し上げた、地元で仕事をすることのよさも論理的に整理していけるんじゃないかなというふうに思いますし、基本条例の地域コミュニティーの維持発展ということも、具現化が見えてくるんじゃないかなというふうな気がします。

それが日野町で実現すれば、全国的にも先進的な事例の1つになりますし、というか、別に先進事例を狙ってやることじゃないんですけど、というより、それが日野町のように商工農の地元産業が混在している自治体にふさわしい姿ではないかなというふうに思っています。

生活者も、1次産業も2次、3次産業も、事業者である人もそうでない人も、相互理解の中で共助の関係にあるという、日野町版のRMOというものが実現することを少し期待しながら、今回の質問を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、3番、高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** それでは、通告に従いまして、分割方式で2問、質問をさせていただきます。

まず、第1番目ですけれども、新型コロナワクチン接種対応と今後の対策について、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスのワクチン接種推進チームというのが設置されまして、町民のワクチン接種希望者に対して、関係者が連日その対応に当たられていることに対しては、感謝と敬意を表するところでございます。そして、今日、第5波と言われた感染状況が、2回にわたるワクチン接種の効果もあって鎮静化しているところですけども、この事業への取組は1つの区切りを迎えているように思います。

しかしながら、昨今の新聞報道やテレビニュース見ていると、3回目のワクチン接種の必要性も論じられてきて、現実的になってきているわけですが、ごく最近では、新たな変異株でオミクロン株の感染者が国内の空港で確認されたという報道もあります。また、第5波が引いても第6波がやってくる可能性があるという専門家の意見もあるわけですけども、それゆえ、当町におきましても、この事業は今後続けていく必要があるというふうに思うところでございます。

そこで質問なんですけれども、ワクチン接種推進チームが設置されて、従事者が不

足のため、連日、または土曜日、日曜日も含めて職員が動員されたわけですが、結果的に見て、職員内部で問題は発生しなかったのかどうか。また、休日勤務者に対してはきちんと代休対応ができていますのかどうか、その辺を伺いたと思います。

また、次に、動員だけでなく、他の課の職員に兼務辞令が出されているわけですが、この兼務辞令が出た職員は何名いたのか。また、期間はどれぐらいあったのか。

それとまた、兼務辞令が出た職員の選考は、過去の経験とか資質、事務処理能力等を考えて選ばれたとは思いますが、その辺の選考基準があるならば教えていただきたいと思えます。この場合、選ばれた職員は、本来自分の仕事を持った上で、さらに別の職場の仕事も同時並行して処理しなければなりませんので、この辺は肉体的にも精神的にも時間的にも大きな負担がかかったのではないかと、問題はなかったのか、その辺についても伺いたしたいと思います。

最後に、3回目のワクチンの接種と第6波への対応についてですが、町としてはどのような計画と対策を考えておられるのか、今後の予定も含めてお伺いたします。

**議長（杉浦和人君）** 3番、高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、新型コロナワクチン接種対応についてご質問を頂きました。

まず、1点目の、ワクチン接種の職員動員についてですが、ワクチン接種事務については、長時間にわたること、また、会場運営に係る多くの事務が必要となりましたので、新型コロナウイルスワクチン接種推進チームに併せて、各所属からの動員により対応を行いました。

大きな問題は生じていないと考えていますが、通常業務に加えて、新たにワクチン接種事務に従事することから、業務を時間外勤務により対応した職員もありました。また、土日や祝日の勤務については、職員が代休を希望する場合には代休対応とし、希望しない場合には手当の支給を行っています。

2点目に、新型コロナウイルスワクチン接種推進チームへの兼務辞令についてですが、まず、令和3年3月1日付で、福祉保健課の職員を主として、長寿福祉課の管理職および保健師の19名に対して発令をしたところです。令和3年4月1日には人事異動により新たに配属された保健師等に兼務辞令を発令し、3名増えて合計22名の体制としたところです。

また、ワクチン接種の特設会場の運営や事務を軌道に乗せていくために、コロナ禍において今年度のイベントや事業が中止となった所属より、本来の事務を所属内で調整した上、5月25日付で1名に兼務辞令を発令し、合計で23名の体制としたと

ころです。その後、特設会場の運営が軌道に乗るとともに、本来の所属での事業に対応するため、9月1日付で1名の兼務辞令を免じ、新型コロナウイルスワクチン接種推進チームの体制としては、現在に至っているところです。

次に、3点目の、3回目のワクチン接種および第6波への対応についてですが、町の役割としては、3回目接種を希望される方に対し着実に接種を実施することであると考えております。また、県の保健・医療体制整備を踏まえつつ、感染症対策については、東近江保健所と連携を密にし、県からの要請があった場合には、保健所における健康観察等への支援と併せて、自宅療養者の生活支援に取り組むこととしております。

なお、3回目の接種については、2回目の接種完了後、原則8か月を経過した方から順次接種のご案内をさせていただくこととしていますが、8か月以上とされている接種間隔について、できるだけ前倒しとされたことから、今後、接種開始時期を変更する場合もございます。接種については、1、2回目の接種と同様の形で進めていただく予定です。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** 大体分かりました。動員については、大きな問題はなかったということをお聞きしました。また、時間外の対応についても、代休をとってもらえるか、または、代休が取れない人は時間外手当で対応したということをお聞きしました。

兼務辞令の人が23名いたということでございますけども、これも動員体制と同じだったということですけども、私は、福祉保健課の職員がワクチン担当課であることからして、この動員はそれでよいかと思うんですけども、そのほかの課からの動員といいますか兼務辞令、これはできれば避けられたほうがよかったのかなと思います。

というのは、やはり本来自分の持っている仕事と、そして、ワクチン接種の仕事と、両方を同時並行してやっていけないといけないということで、大変なことだというふうに思うわけです。

それで、再質問なんですけども、ワクチン接種に関しまして、兼務辞令が出た職員で、1か月当たりの時間外勤務が45時間、1つのこれ基準ですね。45時間を超えた職員は何人いたのかということと、さらに、多分、労使協定をされていると思うんですけども、80時間を超えた職員がいたのかどうか。もしいたとすれば、何人ぐらいいたのか。その辺も教えてほしいと思います。

それと、次に、これらの時間外手当というのは、ワクチン接種として国からの補助金が出ていると思うんですけども、その補助金で全て賄えるのかどうか。

3点目としましては、他の課をまたいでいる場合は、兼務辞令ではなくて人事異



動をされたほうがよかったのではないかと、そういう扱いができなかったのかというところをお尋ねしたいと思います。

なぜかといいますと、1人の職員にやっぱり大きな負担がかかるということが予測できるわけでございますし、実は、私のことで恐縮なんですけど、昔、私、役場にいまして、電算室に6年間いたんですけども、プログラムの変更で、業務委託をすればよかったわけなんですけども、業務委託をせずに、予算の関係で自分でプログラムの修正を行ったことがあるんです。

3日間泊まり込んでやっていたんですけども、結局、倒れてしまいまして、福祉保健課の福田参事が今ここにいて下さいますけど、私一緒に仕事をさせてもらっていきまして、一部始終知っておられるかも分かりませんが、画面が左右に揺れまして、脂汗が出てきて、その場に倒れてしまったんですけど、日野の記念病院まで運んでもらって入院したんですけども、やはり無理をするとそういうことになってしまいますので、兼務というのもなかなか大変なことだと思います関係で、やはり、ワクチン接種業務でも、今後はできるだけ委託業務にされたほうがいいのではないかなというふうに思うわけですが、その辺をどのようにお考えか、再度お伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（澤村栄治君）** ただいまは、高橋議員のほうから三、四点ご質問いただきました。

まず、1点目の、兼務辞令が出た職員の中で、1か月当たり時間外勤務が45時間を超えた職員、また、80時間を超えた職員がどれぐらいあったのかということでございますけども、兼務辞令が出た職員の今年度の時間外勤務の状況を確認しますと、大体4月から10月までは分かっているんですけども、ほぼ毎月45時間を超えているのが2名ぐらいで推移しておりました。ただ、8月はお盆の時期でもありましたので、1名だけが45時間を超えていました。

ただ、この45時間を超えている者の中で、うち80時間を超えている職員については、5月が1名、6月が1名、7月が1名ということで、5、6、7月にほぼ集中しているのかなと。このような状況でございました。

2つ目の質問の中で、こうした時間外なり休日勤務をした場合において、国からの補助金が出るのかということに関しましては、時間外勤務手当もしくは休日勤務手当については、これら手当に係る費用につきましては、国庫補助金の対象という形になっております。

3点目の、兼務辞令ではなくて、いわゆるもう異動という形で人事異動という形のほうがよかったのではなかったのかと、こういうご意見でございますけども、新型コロナウイルスの接種が始まって、先ほども議員おっしゃったように、主管課は

福祉保健課ということで、福祉保健課への負荷がかなり大きかったということから、特に特設会場の運営を中心とした事務の体制強化が必要になってきたということから、5月25日付で1名に兼務辞令を発令して、特設会場の運営とか事業を軌道に乗せていくという形での兼務辞令を発令しました。

この兼務辞令の発令に対しては、どの所属から人を出すかということも内々的にはいろいろと検討した中において、今年度に入ってからコロナの関係でイベントとか各種事業が中止になった所属のほうの、まず所属長と業務の確認をする中において、事前に所属長と打合せする中で、兼務で出せるかどうかということで、一定の所属長と協議の中で進めてきたというところでございます。

当該職員については、もともとその所属においては、令和2年度から新たに開始した業務、かなり重たい業務なんですけども、それを主担当にしております、引き続き全体の進捗の管理をする必要があった関係上、異動ではなくて兼務辞令という形を取らせていただいたとということです。

兼務辞令を発令後について、今言いましたその主たる業務については、所属内、また、グループ内で協議いただいた結果、もともとあった副担当に基本的には任せて、その兼務辞令が出た職員については、所属内でのいわゆる相談とか指導を中心に業務を担ってきたという形になっています。

コロナ禍の緊急的な業務でございまして、通常業務と併せてその対応を余儀なくされたということございまして、これはもう日野町役場全体を挙げて取り組まなければならない業務であるということを経験する中において、動員も含めて、今回のこういった辞令で発令させていただいたということでのご理解を頂きたいなというように思っております。

あと、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業への対応ということにつきましては、現在、福祉保健課のほうでいろいろと検討はされているところではございますけども、先ほど質疑の中でも幾つか質問がございましたけども、今まで8か月以上経過者を対象としてきた部分を、6か月以上の経過者を対象にするというような国の方針の見直し等もございました。

急な変更であったため、町としましても、接種に対するスケジュール、また、体制等については十分検討していく必要があります、現在検討中でございますけども、やはりその対応についても長期にわたるということ、また、その会場運営についても多くの事務が同じように必要になってくるのかなど、このように思うことから、担当課に確認している中においては、議員からご指摘がありましたように、アウトソーシングも含めて検討し、職員の負荷の軽減に努めていきたいと、このように考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** 今度、第6波に対して体制を検討中という答弁いただきまして、ありがとうございます。

例えば、国・県・市町の選挙がある場合、選挙がある場合は投開票とも役場の職員でやっておられると思うわけですが、選挙の場合は毎年ありますので、その動員のパターンはある程度はもう決まっていると思いますし、職員自身もそのことは周知していますので、やはり問題はほとんど発生していないと思います。

しかし、今回のこのコロナのワクチン接種に関しては、動員体制というのは初めての経験だとは思いますが、庁内では体制が確立されていないので、さらに兼務辞令等を出して当たられたというふうに思うわけですが、人員確保において国の予算があるのであれば、動員とか兼務ではなくて、やはり極力、外部の人材を使ってその作業に当たられたらよかったですのではないかとこのように思うわけですが、第6波が今度来るといわれていること、第3回目のワクチン接種も必要だということも聞いていますので、多分、日野でも第3回目のワクチン接種をされると思うんですが、何回続くか分からない、第7波も来るといっても専門家の中では言うておられますけども、ワクチン接種に関して、選挙と同じように、もう一定、体制をきちんと整えていかないと、今後また同じような混乱が起こるのではないかと思いますので、この辺は要望といたしまして、体制整備に努めていただければと思いますので、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問ですが、日野菜の量産と販売網の開拓に力をというところで、質問をさせていただきます。

日野町の特産品としまして、食べ物には日野菜をはじめ、米、お茶、近江日野牛、地酒、タケノコ、毬まんじゅう、丁稚ようかん、日野あられなどがありますけども、とりわけ町の名前がつく、日野という名のつく特売品には日野菜が一番に挙げられるというふうに思います。

そこで、この日野菜を、日野町民はもとより、滋賀県下をはじめ日本全国へ、その名とその味をアピールし、全国ネットで販売網を広げる工夫が大事だというふうに思っています。もちろん現在進行形で、JAをはじめ、生産者、加工業者、販売店、町行政、観光協会、そして、日野菜を特産品として宣伝に努力されている多くの関係者がおられることは承知しているところでございますけども、しかし、この日野菜、特に日野菜漬物を私は意味しているんですけども、この持つ独特な風味、すなわち、少しほろ苦い味の格別なよさと味わいは、地元町民ですら十分に行き届いていないのではないかとこのように思っているところです。

炊きたてのご飯の上にこの漬物を少し載せて食べたら、非常においしくて、ついご飯を多く食べてしまうわけですが、冷たいご飯でもお茶漬けにすればおいしく食べられるということで、この日野菜漬物を多くの方が定期的に食べる習慣

を身につけていただいたら、やはりリピーターが増えて、消費量は年々増えるのではないかと思います。

そこで、質問なんですけども、1点目としましては、日野菜の生産量と消費量は毎年公表されているわけですけども、そのうち日野町内の店で販売され、また、日野町民が消費されているのは何パーセントぐらいあるのか、教えていただければと思います。

2点目としましては、現在、町内の学校給食、米飯給食で日野菜漬けは1年間に何回ぐらい出されているのか、これについてもお尋ねします。

3点目としましては、日野町全域に月に1度、日を決めて、日野菜の日として、日野菜漬けを各家庭で食べていただくように、広報紙とか折り込みなどでPRすれば、そのおいしさを分かっていただけだと思うわけですし、習慣化された場合は、子どもたちもその味を覚えて、大人になってからもリピーターとして食べていただけるのではないと思うわけですけども、町の考え方はどうか、お伺いします。

最後に、4点目ですけども、今年も特にそうですが、米の生産が過剰になって在庫が増えているということで、米価が下落しているところですけども、それゆえに、日野菜の生産に適した土地が、日野町内には鎌掛とか深山口をはじめ広大な農地がありますので、そうしたところの農地を有効利用して、日野菜の生産面積を増やしていくことは可能だと思います。しかし、その労力としての高齢者の力をどのように活用していくかということが、今後の課題だというふうに思っています。

また、一方では、需要面では、主要都市にそれぞれ販売網の拠点を置いて、日野菜のよさを広くPRしていくことも重要だと思います。また、需要と供給のバランスを常に保っていく工夫も必要だと思いますが、町の考えとして何かよいアイデアがあるのかどうか、今後の未来展望も含めてお伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、日野菜の量産と販売網についてご質問を頂きました。

日野菜が日野の店舗でどれくらい販売されているかでございますが、日野菜の生産量は令和2年度で、作付面積は7.5ヘクタール、収量は約32トン、JAの加工品の販売額は2,251万2,000円でした。町内での主な販売先は、フレンドマート日野店とJAグリーン近江日野東店で、両店の令和2年の販売実績は1,013万4,000円で、全体の45パーセントを占めています。

次に、3点目の、日野菜のPRについてでございますが、日野町の各家庭では日野菜が栽培され、各家庭の味の日野菜漬けがあります。そのような各家庭の日野菜漬けの味を大切に、誇りにしてもらうため、例年、鎌掛公民館と共催し、日野菜漬けコンクールを開催してきました。それに先立ち、各家庭で日野菜を育てていた

だこうと、日野菜の種子を無料配布してきたところです。

日野菜の日については、消費拡大のPR方法として参考とさせていただきます。

次に、4点目の、農地の有効利用による日野菜の生産拡大と販売網についてでございますが、日野町内で最も日野菜生産で最適地なのは鎌掛長野団地です。気候はもちろん、砂地で水はけがよく、真っすぐ日野菜が下に伸び、ひげ根が少ないのが特徴です。

一方、稲刈り後の田んぼで日野菜を生産されている農家もございますが、土壌には稲株が残ったり粘土質であったりするので、様々な工夫を施し、生産されているのが現状で、生産者の皆様には規格に合った日野菜を生産するのに大変なご苦労を頂いており、町内でも麦の後作や適地を選びながら生産を頂いているところです。

また、JAの販売戦略として、平和堂が展開する東近江管内のフレンドマートを中心に販売を強化するとともに、日野町内の小売店でも販売されています。都市圏への日野菜漬けの販売については、引き合いがあるものの、大口受注に応じられないことから、ネットや注文販売で対応しているところです。

日野菜は既に一般野菜として出回っていることから、他市町で栽培された日野菜との差別化を図るため、現在、JAを中心に、近江日野産日野菜のGI認証を目指し、販売戦略につなげたいと考えております。

また、日野菜漬けは地元や近隣住民の購入が多く、子どもの頃から日野菜について学び、日野菜を食べていただくことがふるさとの味として将来の需要につながると考えています。

2点目については、教育長から答弁をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 2点目の、学校給食での日野菜の利用につきましては、6月の地場産活用週間や1月の学校給食週間に合わせて提供をしているところでございます。日野菜漬けだけではなく、あえ物やサラダにも利用しているところです。

現在、年間の活用については、価格の課題もあり2回程度にとどまっているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** 1点目の、日野町内での販売実績と消費実績についてですけれども、町内ではフレンドマートとJAの販売店を中心に販売されているということで、45パーセントぐらいが日野町民に食べていただいているという返事を頂きました。ということは、あとの55パーセントは町外または県外で消費されているというふうに考えられると思います。

私も実はフレンドマートはよく行くんですけども、八日市のフレンドマートはアピアですけども、あそこには実は置いていなくて、能登川とか五個荘のフレンドマ

ートには置いてあります。最近行ったのでは、五個荘には結構たくさん置いていましたし、蒲生のフレンドマートにもたくさん置いていました。ただ、能登川にはもう置いていなかったんですけども、やはり近隣のフレンドマートには確かに置いていることが分かりました。

2点目に、学校給食についてですけども、予算の関係もあり年に2回ぐらいということでしたけども、私はもう少し回数を増やしていただければありがたいというふうに思います。というのは、生徒によって、確かにほろ苦い味が好みの場合と好みでない場合とありますので、必ずしも強制して食べさせることはできないかと思うんですけども、やはり大人にとってはこのほろ苦い味が非常に口に合うのではないかというふうに私は思っているところなんですけども、生徒たちに、これは日野で取れた日野菜ですよという説明を、学校の給食では先生と生徒と一緒に食事をされていると思いますので、日野菜漬けが出たときには、生徒に担任の先生から一言説明して下さるといいかなというふうに思うんですけども、そうすると、味はどうやと言聞いてもらうなり、こんな苦うて食べられへんわと言う子もいれば、先生おいしいわという子もいると思うんですけども、やはりその辺で日野菜のPRを生徒にもしていただければと思います。

もちろん、家庭でも親子で一緒に食べていただくいうのも1つの方法かと思うわけですけども、そういうことが必要かと思えます。

次に、3点目なんですけども、まず、やっぱり地元である日野町民が率先して、月に1度や2度は食べてほしいなというふうに私思っているんですが、私自身も年間に10袋、あれ150グラム、日野菜の切り漬けと長漬けと2種類売っているわけです。切り漬けは細かく刻んでいるし、長漬けは3本入っているんですけど、長漬けはあまり買わないですけど、切り漬けをいつも買ってくるんです。

家で食べていると、私が食べるともう、家族みんな、私も食べる、私もと言うてみんな家族が食べるんですけども、そうして家にあると食べますので、やはり1つの習慣化というのは大事なことだなと思っていますので、ぜひとも日野町民であれば習慣化していただければというふうに思うところでございます。

4点目、これは非常に難しい問題だと思うんですけども、現在では、鎌掛でJAの日野農産物加工施設ですか、日野菜の裏を見てたら書いてましたんですけど、そこで年中通して加工をされているというふうに思うわけですけども、実は、今から10年ほど昔の話になるんですけど、日野祭に私行きて、帰りにJAの売店で日野菜漬けを買おうとしたら、ありませんと言わはったんです。いつ入るんですかと言ったら、もう6月以降ですと言わはったんで、結局、日野祭の日に日野菜が買えずに帰ってきたんですけども、ゴールデンウィークの間に日野菜が置いていないと。

実は、次の年ももう一遍また買いに行ったんです、日野祭の日に。そうしたらま

た、ゴールデンウィークの期間は置いていないですと言わはるので、これも日野菜売の気があんなやろかと、そのとき思ってたんですけども、実は、これは今から思うたら、需要と供給のバランスの問題だったんだなということを感じるんです。

需要はたくさんあるのに供給が追いついていないという現象がそのとき生じていたのかなというふうに思うわけですけども、生産した分を全部売り尽くしたらそれでおしまいという考え方ではなくて、やはり、これだけの需要が見込めるから、これだけの面積を栽培し、これだけの商品を確認する必要があるという、こういう考え方が大事ではないかと思うわけですけども。

ただ、問題は、それに対して労力が不足しているということと、加工設備が追いつかないというのであれば、やはり国の補助金等ももらいながら設備を増やさなければならぬし、また、収穫するのに労力が足りないということであれば、シルバー人材センターを利用するとか、もしそれが無理な場合は、定年退職した人が毎年たくさんおられますので、時間に余裕のある高齢者とか小遣い稼ぎしたい高齢者とか、いろいろおられると思いますので、もっとPRして人材の発掘をしていくことも大事だと思うわけでございます。

J Aだけにこういうなんを任せるわけではなくて、やはり中心となる経営者的な存在が日野町に少ないと思いますので、そういった人たちを育てていかないといけないかなと思います。そういう意味では、人材の発掘ということをもっともっと考えていかないといけないし、農協、J Aだけではなくて、行政関係も人材発掘に力を入れていっていただかないといけないのかなというふうに思うところでございます。

先日もテレビのニュース見ていましたら、和歌山県のある町で、ベトナムに向けて温州ミカンを2トン出荷したということが報じられていました。2トンといえば2,000キログラムですので、10キロの箱で200箱。量的には僅かなんですけども、もしこれがベトナムの人の口に合って、日本のミカンはこんなに甘くておいしいんだということが分かれば、次の年から爆発的に需要が増えると思いますし、輸出も増えると思うんですけども、これと同じことが日野菜でも言えるのではないかなと。

それは、米食文化の国が世界にはたくさんありますので、その米食文化の国に日野菜を食べていただける可能性は十分あると思いますので、そういう意味でも、和歌山県の温州ミカンと同じように、海外も視野に入れて、需要と供給のバランスを保ちながら、計画を立てていく時代に入ってきているのかなと思いますので、担当課の考え方をお伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 産業建設主監。

**産業建設主監（藤澤 隆君）** 高橋議員より何点かお話しいただいたわけですが、お答えできる範囲でさせていただきたいと思っております。

まず、当時、10年前の加工場の現状といいますと、旧の加工場でございます、その当時でいうと、作業というのはほとんど手作業の作業でございます。実際、集荷されてきた日野菜がなかなか手作業で追いつかないという現状があって、今だからこそ言えるんですけども、加工に間に合わなくて、もう現物が加工できない状態で廃棄してしまっていた状況もあるというところでございます。そういったことで、施設の老朽化も含めて、新しい施設の建設が望まれたというのが1つの要因でございます。

それで、今、では、新の加工場がどうなのかというところでございますけれども、そういった部分を解消するという意味で機械化を進めたというのがまず1点ございます。今まで短冊切り、日野町の漬物は短冊切りが特徴なんですけれども、短冊に切るのは手作業やったものを機械で切れるようにということで、ほとんど機械作業ができるように設計されてきたというところでございます。

ただ、次、そこで課題が出ているのが、これまでのそういった経過、いろんな日野町の日野菜に対する、議員も含めまして、非常に思いをお持ち、高い思いをお持ちの方がたくさんおられると。それぞれ皆さん違いまして、議員おっしゃいますように、もうたくさん作って日本国中というふうな方もおられますし、もっと地道に、どこの家庭でもという方もおられますし、いろんな方がおられるというところでございます。

そういった中で、地道にPRをしてきて、いろんなレストランなんかで利用していただいていたわけですけれども、ただ、新しい施設を建てたからには、一定実績を上げていかなあかんというところで、面積なり加工の袋数、出荷の袋数なんかも当然上げていかなあかん。当然、経営はJAさんですので、JAさんとしても、施設を持たれましたので赤字にしておくわけにいかんというところで、黒字経営を目指しておられるというところで、1つ大きく経営方針として変わったのが、先ほど言っておりました、フレンドマートを主体に販売を中心にしたというところでございます。

これまでは、いろんな展示会なんかに行かせていただいて、PRをさせていただいていたわけですけれども、なかなか、非常に好まれるんです、自然の発色でピンク色ということで、着色料が使われていないということで好まれるので、注文なんかは受けられるんですけれども、やはりなかなか大量に求められると応えられないということで、ここは経営として、一旦安定した経営を持っていかなあかんということで、フレンドマート、平和堂さんに安定した出荷で基盤をつくらうという方針転換をされたというところでございます。

もう1つ、その中で課題といいますか、面積が増えてきた、まだなかなか目標には到達しておりませんが、面積が増えてきた中で、これまた加工になかなか



追いつかないというのが現状でございます。ここは生産の仕方をもう少し期間をずらすとかした方向で調整をしていくという部分で、例えば、播種の時期を8月盆過ぎから11月というような幅広い形で播種を伸ばして行って、安定した平準化をしていくというのが1つの方法なんですけども、気候変動なんかでなかなかそこらがうまくいかず、加工がそれも厳しい状況にあるというのが、現実、抱えておられる課題でございます。

そういったことで、通年での販売が、どうしても7月、8月という日野菜の漬物としての出荷がなかなかしづらいというところがございます。他社さんの漬物工場さんですと、塩漬けをして冷凍しまして、その時期に解凍して塩抜きして、もう一度漬物につけて出荷すると、そういった形を取られている漬物業者さんもありますけれども、今、日野町の加工場ではまだそこまではできる体制にないというところで、どうしても7月、8月は品切れになってくるという状況でございます。

何点かお話しいただきましたが、そんな中で、もう少し販路といいますか、外国にも目を向けたらというような話もございました。当然、今はもう農産物の出荷というのは外国向けというのが国も推し進められておられますので、そういったことも考えられることかと思えます。

ただ、何といいますか、今は、先ほど言いました、JAさんの中の加工場の部門というところで、まずはそこで安定した黒字経営が維持されるというのが今は第一前提というところで取り組みいただいているというところがございます。

そういった部分で、町のほうも常に消費が、先ほど言われました、各ご家庭で食されるというような、また、生産も各ご家庭で生産されて漬物に加工されるとか、そういったことで、日野菜がいつも親しみのある存在に各家庭にあるということをも町のほうもつくっていくというべきであるかなということで、頑張ろうというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 子どもたちへの啓発の意味で、学校給食の回数を2回から増やしたらどうかというふうなご意見であったんじゃないかなというふうに理解しています。

給食の食材については、給食献立のメニューを検討する会をスタッフのほうでさせてもらっていますので、またそういった場で、こういったご意見があったというようなことについては申し伝えておきたいというふうなことはまず思っているところでございます。

ただ、子どもたちへの啓発というふうなことに関わって、少しご紹介をさせていただきたいなというふうに思うのが、現在、5つの小学校、全部の小学校、3年生の子どもたちは日野菜の栽培に取り組んでいます。南比都佐小学校の原種の種を各

小学校に頂いて、3年生のふるさと学習の一環で全ての学校で子どもたちが取り組んでいるところでございます。

その栽培の中で、JAさんの担当の方、さらには日野菜の生産部会のスタッフの方、さらには地域のボランティアの方、多くの方に関わっていただいて、子どもたちが日野菜のことについて勉強すると。そして、最後には収穫をして漬物に仕上げるといふようなところを、体験をさせてもらっているところでございます。

ここにご参会の議員の皆さんの中にも、その活動に参画いただいている議員さんもいて下さって、大変ありがたいことやなといふようなことを思っているところでございます。

その最終のプレゼンの中で子どもたちは、日野菜のことについて歴史的なことを学びます。蒲生家とのつながりのこととか、あるいは、それを使った料理のこと、レシピのこと、さらには流通のこと、JAさんを交えて流通のことなんかも学習をさせてもらっているといふような学習が、ふるさと学習の一環として取組をさせてもらっているところでございます。

収穫した日野菜については、たくさん取れますので、子どもたちは自宅に持ち帰って、学校でもらったレシピをお母さんお父さんに渡して、家で加工するといふようなことで、学校での学びが家庭に広がるような形でいふようなことで取組を進めていくといふようなことを展開しているところでございます。

子どもたちは9歳から10歳の3年生の子どもたちです。この取組をずっと続けていくことによって、やがては町のセールスマンとなって、日野菜のよさを全国、世界に広げてくれるんじゃないかなと、私はそんな期待をしているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** 今、教育長さんのほうからお返事いただいたことは、私も初めて聞いたこともかなりあったわけですが、子どもたちがそこまで熱心に日野菜に関心を持っていただいていたということは大変うれしいことだといふふうに思いますし、これからもそれは続けていっていただければと思います。また、ほかの小学校にもそういったことが伝わっていくとありがたいなといふふうに思っています。

全体的にJAがやっておられるわけですが、行政としても人材の発掘についてはやはりまだまだやらなければならないことがあるかなと思いますので、その辺についてもまたいろいろ協議を重ねていただいて、新たな人材の発掘を目指していただきたいと思います。

私も買って食べる、あるいは、よそへ行くたんびに手土産として持っていっているのはいつも持っていっているんですけど、平和堂で10個ぐらい固めていつも買っ

ていますので。やっぱり、おいしいというふうに返事いただいていると、また持って行ってあげたいなというふうに思っていますので、またその辺も含めて、町民全体がそういう方向で日野菜を食べていただければ、生産もまたもっともっていかないといけないということになってくると思いますので、どうかよろしく願いいたします。これで、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩をいたします。再開は16時から再開いたします。

－休憩 15時49分－

－再開 16時00分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、12番、西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問内容は1点だけでございますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

令和3年度産米、米価下落などにかかる対策についてということで、ひとつよろしく願いいたします。

実は、議員と農業委員会の皆さん方と11月29日に懇談会を持ったんですが、その懇談会の当日朝にこの一般質問の通告書を出しておきましたので、本当に重なっておりますが、知っていただいておりますのは議員の皆さん方と、それから産業建設主監でございますので、ひとつその点、よろしくお含みいただきたいと思っております。

昨年来の新型コロナウイルス感染拡大によりまして、外食産業の需要が本当にもう大きく減少し、令和2年度産米も過大な流通米在庫が発生しまして、価格が令和2年度も大きく下落いたしました。滋賀県農業再生協議会の指針により、主食用米の生産を抑えるために、飼料用米の作付支援を拡充するなどの取組が行われましたが、在庫はまた増大し、今年度産米も米価はさらに大幅な下落となりました。

このように、米作農家は大変厳しい情勢に置かれまして、町の対応をどういうようにしていただけるのか、どのようにお考えか、お考えを頂いているのか、3点について、お伺いしたいと思います。

ちなみに本年度のJAグリーン近江の米価でございますが、概算金は令和元年度産米と比較すると、コシヒカリにおいては60キロに対してマイナス2,592円、滋賀県、みずかがみでございますが、特Aになりましたが、マイナス2,700円、キヌヒカリでマイナス3,348円と下落しております。このままでは持続可能な農業経営を確保することができず、米作農家の離農が一気に加速するのではないかと、このように懸念しております。

また、これに追い打ちをかけまして、原油価格の高騰により、軽油、灯油などの燃料代や、肥料、農薬、石油製品等の資材の値上げによりまして、農家はダブルパ

ンチになっています。令和4年度以降、町の農業施策での対策についてお伺いをいたしたいと思います。

第2点に、次にかかる大きな費用としては水利費があります。日野川流域土地改良区の水利費は10アール当たり私は5,300円ではないかなと思っておりましたが、主監の話では、もっと高いで、5,450円やというように指摘を受けまして直ささせていただいたところでございますが、大きな経費が水利費にはかかっております。これも大変大きな経営の負担となっています。軽減はできないものか、お伺いしたいと思います。

3点目に、農林水産省の試算によりますと、令和2年に生産にかかる費用は60キロ当たり、私のほうでは1万3,104円と出しておりますが、これも農林課から打ち出していたものでは1万5,046円、このようになっております。これは、資本の利子とか地代を全額投入していただいた、農林水産省の統計表で出していたものと、このように思っておりますが、販売価格と比較してみますと、あまりにも大差であり、不信を抱きます。安定的な生産ができるような施策を講じていただきたいと願いますが、町ではどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 12番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、令和3年産米米価下落等にかかる対策についてご質問を頂きました。

令和3年産米の大幅な米価下落や資材等の値上げに対し、令和4年以降の町の農業施策についてでございますが、米価の大幅な下落は全国の稲作農家が悲鳴を上げる事態となり、国が15万トンの米を市場から実質隔離する補正予算案を打ち出されましたが、本年産の収穫量が豊作基調であったこともあり、需給の見通しは厳しいと認識をしております。

こうしたリスクに備え、収入保険制度や経営所得安定対策などのセーフティネットが用意をされています。加入に対し広く周知し、農家所得の減少が少しでも食い止められるよう推進してまいりたいと考えております。また、そのほかの支援について、近隣市町など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、日野川流域土地改良区の水利費の軽減についてでございますが、日野川流域土地改良区は、受益地である近江八幡市、東近江市、日野町および竜王町の約4,992ヘクタールの農地に農業用水を供給している土地改良区でございます。受益を受ける組合員総数は6,902人でございます。

水利費については、10アール当たり5,450円を徴収され、国・県および関係市町の助成を併せ、施設の維持管理等の費用に充てられています。特に、毎年2億円以上の電力料の経費は大きく、平成25年以降高止まりの状況であるとともに、原油高

が電力料にどのような影響を与えているか、心配をするところでございます。

水利費の引下げについては総代会で決議されるものであり、農家の声として、会議の中で届けてまいります。

次に、3点目の、米の生産費についてでございますが、令和3年10月29日に農林水産省から公表された令和2年産の米60キロ当たりの全算入生産費は1万5,046円と、JAから示されたみずかがみ60キロの概算金を3,200円ほど上回る金額であり、労働費を差し引いて、ほぼ同額というものでございました。規模拡大や組織経営によって収益確保が可能となりますが、中山間地という日野町には構造的な課題があり、米の生産においては個人の力と組織の力を合わせた運営が大切であると考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** なかなか、こんな米価の話となりますと、こんなことは一地方の議会でしゃべっているようなことではございません。これは農林省のほうで国会の大先生方に話さんならんというような内容でございますが、末端農家としてはやはりこういうことが一番大切なことでございますので、小さなことからコツコツとということございまして、これを積み重ねて、国のほうへ陳情、要望していただくのをお願いすることが筋道だと思いますので、ひとつそこら辺のことをご理解願いたいなど、このように思います。

山田議員の一般質問でもございましたように、農家というのはほんまに第1次産業でございますので、なかなかビジネスには合わないというようなことも山田議員さんもおっしゃいました。本当に大変なことでございます。我々は先祖から受け継いだ土地をきちっと守り、田んぼというのは治山治水、水の保全も兼ねて、洪水、大雨などのときに田んぼ、田畑に水をためて、ゆっくりと琵琶湖へ流していくという治山治水も兼ねておりますので、景観も含めて緑を守っていくのは農家の役目かなということございまして、やはりそこら辺のどこをしっかりと考慮いただいて、できることは農家でもやっています、補助的なことは行政のほうで支持を頂けたらありがたいなど、このように思うわけでございます。

まず、そこら辺の点をまたひとつご回答願えればありがたいなと思います。

そしてから、第2点目でございますが、農家、やはりコロナのこの時代で、中小企業さん、また、個人経営の商売さん方には、補助、また、利子補給とかいろんな手配がコロナ禍でされました。農家には年1遍の収入で、米が取れたときに収入でございます。業者さん方は毎月毎月の給料と同じように販売をもって収入を得られておりますので、農家は12分の1というような収入の減でございますので、ここら辺もやはり考慮していただければありがたいかなと、このように思うわけでございますが、ここら辺の点もありましたら、ご回答いただければありがたいかなという

ふうに思います。

それから、農家も年1回だけの所得やなしに、私もちょっと考えていまして、育苗のハウスがございます。それは年間同じところに立ったままでございますので、今年は何かちょっと一遍、違うもん植えようかなと思って、10月の末にキュウリを植えました。

結構、育苗ハウスですので、大きいハウスでございますので、そこへ50本余りのキュウリを植えて育てました。11月いっぱいまで、霜の降りるまで生き生きとしていたんですが、そこへ暖房を入れたらとても経費には及ばないので、そのようなことをやりましたら、確かにたくさんキュウリが取れまして、処分に困りまして、かやのショップへちょっと何とかできんかいと言うて持って行って売ってもらいましたが、個人的なこんな感じでございますので、あんまり高くは売れんし、もらってもらうような感じで処分をしましたが、小さな店でございますので、毎日毎日の量を持っていきますと、もうやっぱり売れんわということになって、隣近所やらほくらじゅう、もうばらまいたわけでございまして、やはり団結でまとまって商売はせなあかん、仕事はせなあかんなど、このように感じたわけでございまして、そういうことで百姓も簡単にできることはできんねんなど、このように思いました。団結してしていくのが肝心やな、やはり農業組合、またいろいろ立ち上げてしていくのがよいのではないかなと、このように思いますが、またそういうような補助的なアドバイスがあれば教えていただきたいなど、このように思います。

以上でございます。ご回答があれば教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 西澤議員より、3点ほどご質問いただいたところでございます。

まず、米価の下落については、先ほど町長が申されたとおりでございますけれども、これにつきましてはいろんな農業団体の方から、議会もそうですけれども、町のほうにも要望を頂いております。そういった意味で、非常に影響が大きいということは認識しております。そういった団体さんと歩調を合わせて、町のほうも考えてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

当然、農業、水稻ですと年1回の収穫で、非常に今回の米価の下落というのは大きいところでございまして、ただ、残念といえますか、国のほうの考え方としては、米の需給を安定させて、在庫をなくしていこうという考え、それともう1点は、水田の活用方法についての助成を増やして、一定、何といえますか、直接、転作に対する水田活用についての助成の枠を増やされたという方向で国は考えていくという方向を示されているというところでございます。

そういった下落に対しては、答弁にもありましたように保険制度がございまして、

ただ、加入者というのは非常にまだまだ少ないということで、ここが難しいところであるんですけれども、一定、ほとんどの8割以上が兼業の方というようなところでございますので、そこが一定、保険というものになかなか頼るほどでもないという方が多くはございますけれども、そういった保険を活用して、こういった事態も起こり得るわけでございますので、備えていただきたいなという思いでございます。

それと、生産費は確かに、平均的な生産費については、販売をしてももう収益が上がるというような生産費でございまして、ただ、当然、規模拡大をすれば、1万5,000円ほどが8,000円ほどに下がってくるというような数値にもなっております。そういった意味で、こういった日野町のような地域でしたら、やはり議員おっしゃいましたような集落営農やそういったところで、共同で、いかに経費を落としていくか、そういった部分に転換をしていってもらわないと、なかなかこれからの、そういった資材費が上がっていく中での対応は難しいかなと思います。

滋賀県は、実は集落営農が先進地ではございましたけれども、もう全国にもそういった考えが広まって、多くの集落営農組織、法人化になって、全国に広まってまいりました。国もようやくそういったことが、何と申しますか、1つの経営体が規模を大きくするだけじゃなくて、集落が1つとなって大きな経営体で運営する。また、野菜も当然、そういう高収益作物というのも当然ですけども、別の意味で兼業農家というのも育成も必要と、いろんな考え方を国のほうもされるようになってきました。

ですから、来年の新年度予算の要求では、農水省では集落営農組織の法人化について、今まで補助金はあまり途絶えていたんですけども、また新たに復活したような補助金が今、要求されてございますので、これから、日野町まだまだ集落営農組織が少のうございますので、これから法人化へ向けて取り組まれるところについては、そういったものを活用いただけるような支援もしていかなあかんというふうに思っているところでございます。

いろんな形態の支援があるかと思ひまして、米価に対しましても、他県さんまたは近隣さんの状況も調べさせていただいているところでございますけれども、なかなかお答えできるいいものは見つかってはいないんですけども、今後、十分調査をしてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 日野町の農家、大農家はもうほとんど数戸と見て、ほとんどの農家がもう兼業農家で、1.5から2ヘクタールの農家の方は趣味と健康と実績を兼ねてというような感じで農業をしておられる方でございます。これからの農業は本当に厳しい、厳しいというか、兼業農家の方はほんな厳しくないんですけど、大農家の方は厳しいこれから時代やと、このように思うわけでございます。

特に、集落営農や農業組合、法人組合などを立ち上げて団体でやっていかれるのは、これからやはりそこら辺に補助金活用をしていただいて、持ちこたえていただけるというのが当面の課題ではないかなと、このように思います。

ひとつ農業のほうもまたきばって助成をしていただいて、ひとつ持ちこたえ、日野の緑と文化を守る、農業も文化でございまして、農業も守っていただけるよう、ひとつ今後ともよろしく、ご指導のほどお願いしたいと思います。以上で終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、9番、谷成隆君。

**9番（谷 成隆君）** 私も通告に従いまして、一括で1つ質問したいと思います。都市計画法の線引きについてとデジタル化の到来について。

都市計画法の線引きについての課題を質問とさせていただきます。

かいつまんで申し上げますと、線引きについては、市街化の圧力が強い都市計画区域において、無秩序な市街化の開発の防止を目的とし、既に市街地を形成している区域と期間を定めた優先的かつ計画的に目標を定めた市街化区域と、市街化の抑制をし、自然環境を守る市街化調整区域に大別されています。

日野町では市街化区域および市街化調整区域等の線引きが昭和48年12月になされ、既に48年を迎えようとしています。市街化区域内において、今日までに区画整理事業として、日野中部、日野東部、いせので実施をしてきました。一方で、個々による住宅や店舗が建築されてきました。一時期、西大路地域で区画整理事業の計画がなされましたが、頓挫した経緯もあります。

この辺りは昨季に完成したコスモスララ西大路で一部を解消されましたが、個人的な感想では、その場所では果たしてという考えも拭えないところです。

そして、これまでの経過において、なぜ日野町では区画整理事業を町が積極的に行おうとしないのか、将来を見据え、市街化の都市形成は役場周辺の環境から見ても歴然と分かるはずで。

そこで、幾つかを端的にお尋ねします。

1つとして、市街化区域内における未整備区域で農地部分はどれだけあるのか。

2つとして、その農地部分をこれまでに、町として整備促進をどのように所有者に求めてられましたか。

3つとして、町として整備促進を図るための調査研究はこれまでどれぐらいされてきたのか。

4つ目に、今後、未来あるまちづくりのため、当局は市街化区域問題にどのような取組を考えているのか。

5つ目に、既に区画整理事業が実施された中部、東部地区計画の中において、農地部分の面積はどれぐらいあるのか。



6つ目に、この地域は住宅建築に人気があると聞きますが、この地域の宅地化が進まない理由は何か。

7つ目に、町は、現内閣の推進で始まるデジタル田園都市構想などは、地方には起爆を促す要素が含まれていると聞きますが、何か参考にされているのかをお聞きしたいと思います。

以上7点について、お伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 9番、谷成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、都市計画法の線引きについてご質問を頂きました。

1点目の、市街化区域内の農地の部分ですが、市街化区域695ヘクタールのうち、農地は約74ヘクタール存在しており、全体の約10.6パーセントを占めております。

次に、2点目の、農地の部分の整備促進ですが、町から地権者に対して宅地整備等整備促進に向けた働きかけを行った経緯はありません。

次に、3点目の、整備促進を図るための調査研究でございますが、線引き後、長年未利用地となっている市街化区域を対象に日野町定住宅地化整備検討調査を平成27年度に実施し、その結果に基づき、西大路定住宅地整備事業を進めてきたところです。

次に、4点目の、まちづくりのための市街化区域問題に対する取組ですが、都市計画マスタープランの地域別構想において、それぞれの特色を生かしたまちづくりを掲げ、定期的な区域区分の見直し時に、未利用地となっている市街化区域の逆線引きを含め、新たな市街化の形成に都市計画法や町の上位計画に基づき取り組んできたところです。

次に、5点目の、土地区画整理事業により整備された区域内の農地ですが、中部土地区画整理事業においては、40.3ヘクタールのうち農地が約3.8ヘクタール、伊勢街道土地区画整理事業では6.4ヘクタールのうち約0.8ヘクタール、東部土地区画整理事業では24.0ヘクタールのうち3.3ヘクタールが存在しており、日野町内の土地区画整理区域内の農地は約11.2パーセントを占めています。

次に、6点目の、人気があると聞く土地区画整理事業区域内で宅地化が進まない理由はということですが、土地区画整理事業区域内で宅地整備がされると、すぐに住宅建築がされています。この現状から、宅地化が進まないという認識はありません。耕作がされている農地が現存する要因は、あくまでも地権者の意向であると考えます。

次に、7点目の、政府が進めるデジタル田園都市国家構想についてですが、コロナ禍によって私たちの日常生活は、テレワークやオンラインでの会議や授業など、場所に縛られない体験をしてきました。政府が進めるデジタル田園都市国家構想では、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮めていくことを目指して

います。

デジタルからの様々なアプローチの例では、暮らしの中に位置づいた、健康医療、教育、防災、モビリティなどをはじめ、様々なアプローチの例が示されています。町としましては、今後のまちづくりの中で様々な計画やプロジェクトと連動し、適用可能な分野を見極め、取り組んでまいりたいと考えます。

**議長（杉浦和人君）** 谷成隆君。

**9番（谷 成隆君）** 積極的な姿勢であって、過去の経緯も取組も詰めが甘い姿勢そのものが町の成長のマイナスの要因の1つではないかと想像させていただきます。

もう少し再質問していきたいと思います。区画整理事業の原点として、住宅化の促進を図るという考えの下で、経過として、関係地権者は減歩および換地に全員が同意され、これらは公費をもって実施をされてきたことも事実です。土地所有者に理解や解決を求めることは町の仕事と思われるが、その認識について質問したいと思います。

今後、市街化区域の線引きの見直しの際に、未整備区域および整備区域の農地地権者の承諾を得て、線引きの除外や区域への参入をすることは考えることはできないのかということをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 谷議員より、再質問を頂きました。

まず、区画整理内の農地の促進は、回答のほうでは、町が推進に向けて働きかけを行った経過はないということでしたが、これは町の仕事ではないのかということですが、基本的に、それぞれ計画がされたときには、それぞれの決まりの中で一部農地も残されたという経過があります。

それにつきましては、当然、区画整理内での農地ですので、議員おっしゃられますように、基本的には宅地化などいわゆる市街化に向けた利用が可能である農地という位置づけで当然設定をされているわけなんですけれども、前の答弁でも申しましたように、基本的に市街化区域内の農地については、農転も可能ですし、宅地化についても市街化区域内ということで1,000平米未満については開発の許可も要らないという要件がございますので、宅地整備をされるとすぐに家が建つというような状況になっているのは確かです。

ただ、残っている農地について、町が、こういう経過でこういうことで区画整理をされたので、お持ちの農地について宅地化を進めて下さいというようなことについては、なかなか町のほうから積極的にこうして下さいというような話はできひんのかなというふうな認識を持っております。

それから、農地の部分だけをいわゆる逆線して、その部分を逆線引きして、その分を増やすということをおっしゃられたかと思うんですけれども、基本的に区画整理の中

にある農地については、逆線引きの対象には考えておりません。基本的に、今、未利用になっています、例えば西大路地区の国道477号沿いの農地なんかは逆に逆線引きの対象にとは考えますが、区画整理の中にある農地については逆線引きという感覚はなくて、あくまでも全体の区域の中の農地ですので、その部分だけを逆線引きして市街化調整区域にするというようなことは考えられないし、今後もそのようなことはないというふうに考えています。

あくまでも、逆線引きを考える農地については、未利用地になっている大きな範囲の農地という感覚でありますので、区画整理内の農地については逆線引きの対象にとは考えておりません。

**議長（杉浦和人君）** 谷成隆君。

**9番（谷 成隆君）** 今もお答えいただきましたが、これ消化されることのない、塩漬けされたと表現してもいいのか、市街化枠の農地については行政としてそれぞれの地権者に聴取を行い、意見を確認すればどうかということをお願いしたいんですけども、なかなかそういうこともいかないのか。

そして、転用意思のない田んぼや畑などを市街化の割当てから外せば、開発行為の総量枠のストック移譲が実現できるのかなと思ってはいたんですけども、このことで、地方自治体にそれぞれの事情がありますが、開発の工夫を放置する姿勢から転じ、人口減少の手だての1つとして、準備を怠らず、開発促進できるところから進めようという考えも手段となり得ます。

余談として触れますが、市街化調整区域の前提は、良好な農地・緑地の保全にあります。ただ、それにこだわるあまり、調整区域の村や自治会では次男や三男の新家を建てたいのに建てられないというのが実情かと思えます。自分が生まれた地域に生活拠点を構えようとしても、農地法や都計法の開発許可などが厳しく、これらの制度に対する課題は、以前の議会でも要望にも上がっていたと思えます。

いずれにおいても、人口減少の局面を迎えた地方自治体は、何らかの手だてを講じなければなりません。北海道の東川町で見られるように、町の戦略的な取組により、すばらしい住宅形成と人口増加に取り組んでおられる地方自治体もございます。こちらでも合併を拒んだ自治体として存続をしており、参考の事例として申し上げます。

まちづくりの観点では、企業を迎え入れる工業地への取組も大切です。取り巻く商業施設、生活の拠点となる住宅環境も全てが一体となり、向上を目指さなければなりません。現内閣の推進で始まるデジタル田園都市構想などは、地方には起爆を促す要素が含まれています。コロナ禍で進んだ在宅ワークやネットワーク環境を整えていけば、就業の場所を問わない企業なども出てきていることも可能性の要素です。

令和元年に改定された日野町マスタープランの内容では、分析と理念ばかりが書かれており、実行を伴う手段についての記載が少ないように思います。人口流入を目指した施策は、田舎暮らしを求めたIターンUターン頼みでは、減少、衰退といった現象は避けられないと思います。

目標とするところは、日野町で育った者は、生活する基盤が町でつくれ、育った町で家庭を営み、そこで完結させることでしょう。それとともに、活気に満ちた魅力あるまちづくりを行い、他地域から住みたいと思っただけのまちにすべきではないでしょうか。

以上、この観点から所見をお聞きしたいと思います。予見されるデジタル化の進行と、それらを取り入れた複合環境を生かした地方の今後のまちづくりの可能性といった内容で、先ほども町長さんの意見を頂きましたけども、もう一度、町の取組としてのデジタル化への対策については、第6次総合計画の中にはあまり織り込まれておりませんので、町長の個人的な考えがあるところをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** マスタープラン等を引き合いに出していただいて、まちづくりについていろいろご意見賜りまして、ありがとうございます。

議員もご承知のとおり、非常にまちづくりって大変で難しいです。今の線引きについては昭和48年にされたということで、当時は人口3万人を超えるような将来像を持っての位置づけやったと思うんですけれども、現状に合わそうとすると、なかなか当時の今の線引きがそのまま生かせるかということ、なかなか生かせへんという面もたくさんございます。本来、白紙に戻して、今の状況、それから今後のまちづくりに沿ったような形で線引きができるといいんですけれども、なかなかそれも難しいというのが現状でございます。

それから、いわゆる次男坊さん三男坊さんが帰ってきて家が建てられないということですが、それについては分家住宅という制度がございまして、それは建築許可によってほぼほぼ建てることは可能やと思います。

ただ、議員言われたように、農地の関連、その他、課題はあるものの、いわゆる空き家を解体した更地であるとか、その辺の土地についても、随分、県のほうも前向きに誰でも家が建てられるような制度というようなことも進めておりますので、それぞれ今後、まちづくりを考える中で、どの地域で、どんなニーズがあつてというの整理をした上で考えていかんなんということがありますので、簡単にそうしていきますと言えるといいんですけれども、なかなか難しいところがございます。

いずれにしても、全体、以前の線引き、今の状況、これからのまちづくり、その辺を含めて、総合的にしっかりと研究のほうを進めたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（安田尚司君）** デジタル田園都市国家構想に係る部分でございますけれども、実際、この目標とするところは、都市部と田舎、全国が同じレベルでデジタル化、そういうものが進むということで、かけられているところでございます。

そうした意味から申しますと、まず第一に私ども町が望むところは、携帯がかりにくいところあるやないかいという、そんなもうはっきり言うて下の部分、そこも含めて何とか進めるような形で国のほうにも要望しながら進めたいなど。

それともう1つは、それを利用した中で、今の移住定住の部分で言いますと、リモートワークがかなり進んでくる中で、それも先ほど申しましたように、やはりデジタルのいわゆる通信、それがスムーズでないとなかなかいかないというところはもう当然でございますので、そのこととともに進めていけるような形で、町としても取り組む、また、要望もしていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、都市計画の線引きにも関わる話ということで、答弁させていただいたとおりに、非常に重要な観点でありますので、研究課題として認識をしていきたいなと思っております。

また、デジタル田園都市構想につきましても、様々なメニューがございます。この町にとって何がいいかということも、何でもいいというわけでは当然ございませんので、もちろん町の持ち出しもあり得る話ですので、慎重に判断をしていかないといけないなと思っております。

大きい意味での移住定住という部分につきましては、従来から、当町も含めて、そういった住宅整備とか、あと、子育て、教育、様々な行政サービスを向上させることによって、多く移住していただけるまちづくりということは基本姿勢ではございますけれども、それに加えて、大事に、1つ切り口になっていくかなと思っているのがエビデンス、つまり、根拠に基づいたデータとか数値に基づいて切り口ができないかなと思っているところでございます。

公共交通で提携をさせていただいておりますA g o o p様から、2か月ほど前、役場内でございますけど、研修がございまして、実は日野町は昼間人口が多い町なんです。工業団地中心に、含めて日野町の方々、2万1,000人いるとしましょう。7,000人が日野町から昼間出て行かれますが、実はその代わりに1万1,000人入ってきているのが日野町なんです。

これは、数多くある人口減少の地方の中でも非常にチャンスがある。つまり、通常であれば、昼間人口がごそと抜けて昼間もう本当に誰もいない、で、また寝るために帰ってくるという地方が多い中において、日野町は実は昼間に多く入ってこられる。これは当然、お仕事をされている方、工業団地中心にお仕事をされている方が大勢おられるということでございます。

ですので、例えばでございますけれども、そういった方々は日野町と何らかの関わり、もう既に関係人口でおられるわけでございますので、全く日野町に今までご縁がなかった方に日野町に住みませんかというアプローチよりは、実は近隣に住んでいて、日野町に通勤に来ていると。やはり働き手世代ですので、我々のようなファミリーもいる。そういった部分にある程度ターゲットを明確にして、そういった方々に、日野町にどうですか、今通っておられますけど住みませんかみたいな、例えばそういったことも実は効果的にできるんじゃないかなというのも非常に感じているところでございます。それは一例でございます。

こういったふうに、これからまちづくりの分野でも、そういったしっかりとした根拠に基づいて、切り口を決めてやっていくということが大事ではないかなと思っておりますので、引き続き研究、勉強を進めて、効果的なものをしていければなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 谷成隆君。

**9番（谷 成隆君）** 今後、そういうように、いろいろと期待を持たせていただき、きっかけをつけていっていただきたいと思えます。

また、都市計画法の線引きについても、今後また一般質問で質問していきたいと思えますので、よろしく願います。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、4名の諸君の質問を終わりました。

その他の諸君の一般質問は明14日に行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は明14日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起 立 ・ 礼－

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでした。

－散会 16時48分－